

大越成徳と自由貿易論

Narinori Okoshi and Free Trade

井上 琢 智

Narinori Okoshi (1854-1923), as a public officer of Foreign Affairs, went to England to study economics at University College, London under Professor W.S.Jevons (1878-79). Firstly, he was engaged in the revision of the Unequal Treaties with the Western powers on the protectionist side. But his experiences as Consul at Lyon, France and Consul-General at London, Great Britain influenced him to become a liberalist instead. He, as a neglected economist influenced by Jevons and F.Bastiat, published the book titled *Expansion of Foreign Trade* (1889) and wrote articles to promote free trade against protectionism in the *Tokyo Keizai Zasshi* (*Tokyo Economist*), which was published by Ukichi Taguchi, one of the most famous liberalists in Japan.

Takutoshi Inoue

JEL : A14, B31

キーワード : 大越成徳、自由貿易主義者、W.S. ジェヴォンズ、F. バスティア、田口卯吉

Key words : Narinori Okoshi, *laissez-faire* or liberalism, W.S.Jevons, F.Bastiat, U.Taguchi

I 略伝¹⁾

大越成徳は、徳川の家臣であった曾祖父大越孫兵衛高久の長男長行、その長

1) この節は、主として志立鉄次郎「序」および“A Biographical Sketch of Narinori Okoshi” (志立鉄次郎編『大越成徳遺稿』財政経済時報社、1926) によった。外務省関連の経歴については、外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編『日本外交史辞典』(山川出版社、1992)、サンパウロ人文科学研究所編『ブラジル日本移民史年表』(無明舎出版、1997、19頁、21頁) および井上琢智「幕末・明治・大正期イギリス日本人留学生資料(2) 付録I」(関西学院大学経済学部『経済学論究』第57巻第1号、2003)を参照した。なお、ブラジル、アルゼンチン時代については、入江寅次『邦人海外発達史』(復刻:海外邦人史料会、1858、23-28頁)を参照した。

男貞五郎の長男として安政 2 (1855) 年 12 月 5 日、江戸四谷に生まれ、幼名を千太郎と称した。母三代は、高橋小太夫英種の三女で、曾祖父高久の次女が嫁いだ幕末の外国奉行川路左衛門尉聖謨²⁾の養女として貞五郎に嫁し、二男四女をもうけた。

幕府瓦解のため貧苦の内に成長した成徳は、貞五郎の反対を押し、母の励ましのもと洋学をおさめた。17 歳からフランス語を学び、東京外国語学校の仏語科を卒業し、その語学力ゆえに、1873 (明治 6) 年 4 月に外務省に出仕、1876 年 5 月書記一等見習としてイギリス在勤となった。同年 6 月 14 日 (旧暦)、東本願寺の南条文雄と笠原研寿がイギリス留学のために横浜を出発した際に、大越は同行した。8 月 11 日 (旧暦) にロンドンに着くまで、彼は南条や笠原の通訳を務めたという。その在任中の 1878 年から 79 年にかけて、ロンドン大学のユニヴァーシティ・カレッジで W.S. ジェヴォンズの経済学の授業を受けた。1881 年 8 月には外務書記生に昇格してのち、一時帰国し、再び 83 年 4 月外務書記生としてイギリスに在勤し、翌年カーメン・アーギレー (Carmen Aguirre) とロンドンで結婚した。彼女の父「ドン・ビー・〈ビー〉アギーレー (Don B.B. Aguirre) は^{スペイン}〈西班牙〉国『カルロス (Carlos)』派の王位闘争に名ある

2) 川路太郎 (寛堂、弘化元年-1927) は、川路聖謨の嫡男弥彰常の長男として生まる (従って、大越と川路太郎とは又従兄弟にあたる)。英学を中浜万次郎、森山多吉郎、フランス語をエマニュエル・ウージェーヌ＝メルメ・ド・カションに学び、1866 年の幕府によるイギリス留学生派遣に際して、留学生取り締まりとして渡英。イギリス海軍附教師ロイドについて英語を学んだが、中村正直とともに高齢を理由に、ユニヴァーシティ・カレッジ・スクールへの入学が出来ず、個人的にモルベイから海軍術を学んだ。1 年 5 ヶ月の滞在の後、帰国し、貿易商など営むが失敗。明治 4 年に大蔵省に出仕、岩倉使節団の通訳を経て、大蔵省外国文書課長をつとめる。1885 年、三田に英学塾月山学舎を開き、1893 年には福山 (誠之館) 中学校教師となり、1899 年洲本中学校教師、その後淡路高等女学校、神戸樟蔭女学校の校長を歴任。1922 年退職、神戸で隠遁生活が続ける (『明治維新人名辞典』吉川弘文堂、1981)。『川路聖謨之生涯』(川路寛堂編述、近代文芸・資料復刻叢書第 8 集、1970) によれば「養女三保子、実は聖謨の叔父高橋誠種の女なり、大越謨洋に嫁せり」(702 頁) とある。これによれば、誠種の別名が英種ということになる。この点については『大越成徳遺稿』の「大越高橋両家家系図」も参照のこと。

カションは 1855 年 2 月フランス人宣教師として沖縄に到着、その後安政 5 年の日仏通商条約締結の際、通訳として働いた。その日本語は堪能であった。箱館時代には栗本鋤雲と日仏語交換教授をし、その後のフランスと幕府とを結びつけるのに大きな役割を果たした (富田仁『フランスとの出会い—中江兆民とその時代—』三修社、1981、16-22 頁)。

『カブレラ〈Cabrera〉』将軍に属した一士官なるが、夫人の母は英国人にして、夫人も英国生れ、英国風に育てられ人と為つた」。1885年12月にフランスのリヨン駐在の領事となり、91年3月にはロンドンの駐在領事となった。「倫敦は成徳の為に第二の郷里と称すべき程親み深い所で、同地在勤中日英両国間の通商並に交誼の増進に尽した功力は多大なものである。明治二十五年以来日本の事情を英国人に紹介することに與つて力ある倫敦日本協会の如きも、其の創立は成徳の奔走に頼る所少からぬ。彼は又日本の学生を親愛するを常とした³⁾」。

1893(明治26)年11月になって、大越成徳は上海駐在領事となり、94年3月には総領事となったが、12月には帰国し、横浜税関長となった。1899年3月になり、ブラジル駐割第二代弁理公使となり、7月4日ペトロポリスに着任、1903年12月までその地位にあった。1902年4月からはアルゼンチン駐割公使を兼任した。その間、1899年春以来のコーヒー市価暴落による恐慌下の状況を外務省に知らせ、その中でイタリア移民の惨状を知らせたり、また「南米の事に深く興味を有し、彼我の通商親交に尽瘁して種々画策する所あり、日本^(ラテン)協会の如きも専ら成徳の斡旋に因て設立を見ること得た。彼れ常に

3) 大越と倫敦日本協会との関係については、例えば、1892年10月12日にロンドンで開催された第5回会合で“Japanese Proverbs and Some Figurative Expressions of the Japanese Language” (*The Transactions and Proceedings of Japan Society*, vol.2, pp.3-21) を、また1905年11月8日にロンドンで開催された第83回会合では“*How the Nikko Temples were built*” (*ibid.*, vol.7, pp.160-77) を報告している。いずれも『大越成徳遺稿』に再録されている。また、大会での報告に対する討論に参加したテーマは以下の通りである。①第1回会合: Charles Holme “The Uses of Bamboo in Japan” (*ibid.*, vol.1, p.44)、②第6回会合: Mrs. Salwey “On Japanese Fans” (*ibid.*, vol.2, pp.58-62)、③第7回会合: Marcus B. Huish “The Influence of Europe on the Art of Old Japan” (*ibid.*, vol.2, pp.107-8)、④第8回会合: D. Goh “Family Relations in Japan” (*ibid.*, vol.2, pp.178-82)、⑤第80回会合: Joseph H. Longfold “England’s Record in Japan” (*ibid.*, vol.7, p.115)、⑥第82回会合: Kitsutarō Takahasi “Some Remarks on Japanese, chiefly compared with the Chinese Language” (*ibid.*, vol.7, p.157)、⑦第82回会合: J. Carey Hall “Early Feudal Law in Japan” (*ibid.*, vol.7, p.415) である(ただし、1941年度までの復刻版巻末の索引による調査に限られている)。

また、日本学生会については、例えば、大越は1882年1月28日の日本学生会の会合で、内容は不明だが Farewell Lecture を行っており、少なくとも河上謹一や井上十吉が参加している(井上十吉 “A Few Pages of My Diary” 『英語の日本』9-1、1916、4-5頁、井上琢智「日本学生会報告記録」『馬場辰猪全集』第4巻、岩波書店、1988、15-20頁)。

信義を以て人に交りしが故に、南米人に甚だ善き印象を與へ、就中伯刺西爾人^(ブラジル)に敬愛せられて多数の誠実なる友人を同国内に有することを得た。南米在勤当時成徳の生涯中最幸福の時期なりしとは大越夫人の屡語る所である」。帰国後の翌年から外交界より身を引いた。

「外務省に入勤して以来、前後二十六年の久しき間外交事務に鞅掌し、殊に英仏及南米と我邦との国交に効したる彼れの功績は永く没す可らざるものがある。彼れは普通の外交事務のみを以て満足することなく、常に世界の平和⁴⁾、人類の幸福に思を致し、その実現に尽すことを外交家の重大任務と為せしが、官職を辞したる後も機会ある毎に此の理想に関する自己の意見を内外に公にして、世道人心の指導啓発を怠らなかつた」。退官後も欧州に出かける一方、最後は東京の広尾に閑居したが、晩年二男の病気を苦にして健康を害し、1923年7月2日に妻、二男一女を遺して死去した。

4) 大越は日本平和協会 (Japan Peace Society) のメンバーの一人として、1909年5月26日付けでアメリカ平和協会 (American Peace Society) に書簡 (“Letter to the American Peace Society”) を送った。その中で彼は以下のように指摘する。日露戦争後、各国は軍備拡張競争に走り、それが人びとを破滅に至らせるということを誰一人として否定出来ないにもかかわらず、それを公言しないのは、公言すると「臆病者」呼ばわりされ、否、「非国民」とさえ呼ばれるからである。彼らにとって主戦論者と愛国者は同意語なのである。彼らは悪夢にうなされているのである。各国は平和を望みながら、他方で陸海軍を増強している。なぜかと問えば、平和のためにと答える。なんと矛盾したことか。軍備が戦争に対する保険の一種だとすれば、その保険は非常に重いものになる。このような考え方は20世紀には時代遅れである。文明が進めば進むほど、ますますわれわれは昔の野蛮な状態に後退する。日本でも同じ弊害が生じている。なぜなら、あなたがたは日本に文明化することを教えたが、同時に野蛮さ、殺生の科学、仲間を殺す術をも教えてくれた。このような現象は何らヨーロッパに限られた訳ではない。モンロー主義を唱え、権力と人類愛を唱えるあなたがたの国アメリカでも起きている。1907年6月ハーグで開催された第2回万国平和会議での結論は出なかったよりもまだが、われわれにとって失望だった。というのは、軍備縮小の国際的合意がなされなかったからである、と。このような認識にたつて大越は一般軍縮を国際的に合意できないのであれば、せめてその第一歩として比例的軍縮の合意を得るべきであり、その点で日本はアジアで最初に最終目的達成に向けて欧米と協力をすると信じていると述べた。大越はほぼこれと同趣旨の書簡を第一次世界大戦後の1920年5月にも送っている。

なお、この万国平和会議は、19世紀末から緊迫した国際情勢の緩和を目的にニコライ二世の提唱で、1899年と1907年にハーグで開催され、毒ガス使用の禁止などを含む戦時国際法や国際仲裁裁判所を設立した。

大越は「資性善良深切にして人と語るを好み、友人の訪ふ者あれば常に喜んで之を迎へ、諧謔を交へて共に時事を談論することを深く楽んだ。彼れ識見卓越、思想豊富にして、内外の政治経済問題に関する意見は毎に人をして傾聴せしめた。又外国語には稀なる才能を有し、殊に英仏両語に巧にして、自由に意中を発露するを得た。彼は決して狭量の人にあらずしも、自信に強く、主義に忠実にして、人と苟合することを肯じなかつた。是れ彼が実力相当に用ゐられざりし所以にして、又往々他に誤解せられたる所以である」。また、大越は「経済学に精く、就中自由主義の英仏学説を学んで其の真理を究め、保護政策の我が産業経済に有害なるを認めて国民の迷蒙を啓ことに努めた」。1903（明治36）年、田口卯吉と会い「其の識見に服し、大に相許す所があつた」という。「田口の死去に至るまで兩人間の文通頻繁にして、交誼深密を加へたやうである」。「兩人が一見旧知の如くなりし主なる理由は、自由主義の一致に在ること疑ひなけれども、方正廉直なる性格の相似たると、而して同地同年⁵⁾の生まれなることも亦これが大なる原因であつたであらう」。

II 「価格論」⁶⁾

『大越成徳遺稿』の編者である志立が「其の説く所固より創見にあらざる」ものであると指摘しながらも、「故人（大越）が経済学の至難なる」問題に「着目して夙くより之が研究を試みたるは敬服すべき」だと指摘したのが、この「価格（価値）論」⁷⁾である。これが書かれたのは、1878年から79年にかけて大越がロンドン大学のユニヴァーシティ・カレッジで W.S. ジェヴォンズの講義を聞き、一旦帰国して後、ロンドンへ再度の赴任することになった1883年4月である。山辺丈夫は大越と同じ時期にジェヴォンズの経済学講義を受講し、その講義ノートを遺したが⁸⁾、大越がジェヴォンズの講義から受けた影響とそ

5) ここで指摘されているように、田口卯吉も、安政2（1855）年4月29日、江戸目白台の生まれである（田口親『田口卯吉』吉川弘文館、2000、18頁）。

6) 前掲書『大越成徳遺稿』15-28頁。

7) 前掲書『大越成徳遺稿』6頁。

8) 井上琢智「W.S. ジェヴォンズの経済学講義 1878-79 一留学生山辺丈夫の筆記ノートについて」『大阪商業大学論集』第56号、1979。

の後の思索の結果を示したのがこの遺稿である。

論文冒頭で、大越は「古今経済家の価格〈価値〉⁹⁾を論ずる者各其説を異にし、之に付するの解釈も亦相径庭し、未だ一定の真理を搜出する能はず。是れ蓋し其問題の至難にして、経済学未だ完全の位置に達せざるに因る」と書いた。したがって、J.S ミルのような「経済大家の説に依偏し惑溺するは非なり。宜しく其取るべきは用ひ、捨つるべきは排斥し、以て其真理に合はざるの点を推論して益々経済学を進めざるべからず」。これこそが「経済に志す者の職なり」との立場から大越は「先づ古今経済学士価格〈価値〉論の大意を左に列挙し、次に其論の可否を論し、併て聊か鄙説を述べんと」した。

大越が挙げた経済学者は、第一に、スミス (A.Smith)、第二に、セー (J.B. Say)、第三に、ブランキ (J.A.Blanki)、ロシー (P.L.E.Rossi)、セニョル (N.W.Senior)、リカルド (D.Ricardo)、第四に、バスチャ (F.Bastiat)、第五に、ミル (J.S.Mill) とジェヴォンズ (W.S.Jevons)、カンヂラク (Condillac, E.B.de) である。

第一に、「経済学の基礎を建てし人」スミスによれば、「価格〈価値〉なる語」は「二様の意味」を持ち、一つは「物の有益質」である「使用の価格〈価値〉」であり、他の一つは「甲物を所有せんが為め乙物を以て之と交換するの質」である「交換の価格〈価値〉」であり、両者には「価値のパラドックス」と呼ばれる関係がある。このようにスミスの価値論を説明した大越によれば、スミスは「価格〈価値〉は物品の^(コンセルベーブル)珍重すべき性質より生ずるもの」と考えており、その物品を^(マテリアリズム)「有体物」に限定しているという。

第二に、19 世紀初頭のフランスに有名な経済学者が続出したと指摘した後、

9) J.C. ヘボン『和英語林集成』(1886、松村明解説、講談社学術文庫、1980)によれば、Value には「価、用、値段、値、料、代価」の訳語が与えられている。また、Price には、「値段、値、価、代 (ダイ)、賃、代 (シロ)、代金」の訳語が与えられている。ただ、価格の説明の中で「一杯の水は百円の価格を有するものなり」(21 頁)と書くように、大越は Value と Price とを明確に区別して理解しているとは思われない。なお、「価値」の訳語の多様性については、堀経夫『増訂版 明治経済思想史』(日本経済評論社、1991、549-48 頁)を参照のこと。また、惣郷正明、飛田良文『明治のことば辞典』(東京堂出版、1986、価値については、68-69 頁、価格についての言及はない)も参照のこと。

大越はセーの学説を説明する。大越によれば、セーはスミスの説を拡張し「寧ろ物の有益質を以て価格〈価値〉を定むるの基礎となした」という。その上で *Traité d'Économie politique* (1803) の第2章を引用した大越は、「人造物は総て有益質を備ふるが故に、其価格〈価値〉を定むるは有益質の度に依るべし。有益質は物体中に含蓄して離るべからざるもの」であるとセーは主張しているという。

第三に、ブランキ、ロシーはスミスの説を主張してはいるものの、大越によれば、ブランキはスミスの「使用価格〈価値〉」の概念には反対しており、また、シーニアは「物の価格は珍奇質を有するの度に依て定まるものなり」と主張しているという。さらに、リカードウは「物の価格〈価値〉は之を製造したる(レーボル) 労力の多寡軽重に依りて定まるものなり。約言すれば価根は労力より生ずるものなり」と主張しているという。

第四に、「仏国にて新説を提出して前述諸学士の論を痛く駁撃した」バスティア¹⁰⁾は、「一読すれば愉快の説」を説く *Harmonies Economiques* (1850) の中で、「他の学者と論を異にするの最も著きものは、曰く価格〈価値〉は物品にのみ限るに非ず。人の為す所も亦皆労力の価格〈価値〉あり」として、「有形財」だけでなく「サービス」を認めていると説明した上で、大越は、バスティアの価値論を「価格〈価値〉は事物の有益質に基づくに非らず。之を産出したる労力の報として此物を享受する人より與へたるものは、即ち価格〈価値〉をなすなり」とする説だとする。

第五に、「近頃英国に於て価格〈価値〉論の基礎とするものは『ミル』氏の説なり」とした上で、大越は「凡そ物の価格を定むる原因は、之を得るの難きと

10) 大越成徳と同じ時期にジェヴォンズの経済学の講義に出席していた山辺丈夫がとった講義ノートが示すように、講義では、ジェヴォンズがバスティアからしばしば引用してことが分かる。「経済学者にても故人(大越)の特に尊敬したる『バスティア』は明快なる問答を以て保護貿易の謬妄を示した一人である」と編者が書くように、大越のバスティアへの尊敬は、ジェヴォンズの講義から受けた影響の結果であろう(前掲書『大越成徳遺稿』6頁)。また、田口も「コブデン等を尊崇す、然れども所謂英国派に対しては異論極めて多し。余の説の(ママ)尤も近邇せるは英のマクレオッド、仏のバスチヤ、米のペリーなり」(「山路愛山訓に対して」1893年『田口卯吉全集』第8巻、吉川弘文館、1990年(復刊)、205-6頁)として、バスティアを高く評価している。

其物の有益質を含有するとにあり。再言すれば、^(ナチュラル)自然の物^(ヴァリュ)価なるものは製産費と珍奇質の度に依て定まるものなり」というミルの学説を紹介し、「此説や近世一般に行はれ、之に感服信頼するもの多し」と言う。ただ、この「価格(価値)の論に付て『ミル』と所見を異にし、其講義中之を駁撃せしこと往々之あり」る人物が「スタンレー、ジェヴォンズ」であるという。注目すべきは、「其講義中之を駁撃せしこと往々之あり」と書いているように、大越が受講した 1878 年から 79 年の講義では、山辺の講義ノートからは窺えないが、ジェヴォンズはミルの価値論をしばしば批判したのである。

このジェヴォンズについては、彼が「経済の理を解くは皆算術に依る。而して其の最も主張する所の点は^(ユーチリティ)有益質にあり。蓋し算術に因て経済を論せしは同氏を以て嚆矢とするに非ず。是より先仏人『カンヂラク』氏も一書を著して此説を主張せしと雖とも、其書の了解し難きより世に広く行はれざる而已ならず、其書の有無だに知る者少し」¹¹⁾。ジェヴォンズによれば「価格(価値)は物品の備ふる有益質の量に依て定まるものなり。此有益質も場合に因て増減することあり。凡そ物の有益質を量るは其交換すべき分量に因る。… 而して物を交換するは其の内部に含有する有益質を換へることなれば、双方にて得る処のものは此有益質なり。又価格(価値)に二様あり、^(ポジティブ、ヴァリュ)益 価、^(ネガティブ、ヴァリュ)損 価 なり… 損価とは… 譬へば汚物へ若干の金を付して屑屋に與ふるの類なり」と。このように、ジェヴォンズの限界効用理論はもちろんのこと、効用の主観性についてすら正しく理解していないが、他方、ジェヴォンズ経済学が数理経済学であり、汚物が損価にあたるなど、ジェヴォンズ経済学の特徴に言及するなど、明らかに大越はジェヴォンズから強い影響を受けていることは確かである。

このような経済学史的考察の後に、大越は各種の価値学説を以下のように分

11) ジェヴォンズは *The Theory of Political Economy* (1871) の第二版 (1879) の中でコンディヤックの価値の定義 “Qu'elle consiste dans le rapport d'échange entre telle chose et telle autre” (*Le Commerce et le Gouvernement*, 1776) を La Trosne の価値の定義 (*De l'Intérêt Social*, 1777) に影響を受けたものとして引用した (Pelican Classics' edition, 1970, p.131)。

類する。すなわち価値の源泉に関する学説を①工力、②^(レーボル)勞力、③^(セルヴェス)珍奇質、
④^(アプレシヤーション)貴重之度、⑤^(ユーチリチ)有益質、⑥^(コスト、オフ、プロダクション)製造費^(スケヤスチー)および珍奇質」の6つである。

第一の見解について、大越は「最も古くして最も見易きの理」であるが、「凡そ物品の同価なるは決して製造の工力に基づくと断言する能はず。如何なる物品にせよ、之に費したる工力に多少の差あり。故に工力の度を以て正確なる価格〈価値〉を量ること蓋し難しとす」として労働価値説を批判した。

第二の見解についても、彼は「此論も到底工力に出るとの説と大同小異なり」と批判した。また『バスチヤ』氏に至りて、価格〈価値〉は物品〈有形物〉に限らず事々件々皆之〈サービス〉を有するものなりと主張し、其の意味を拡張したにもかかわらず、なおこの説も「近世経済学士の排撃を受け、正確なる主義と見做され」と指摘した。

第三の見解について、彼は「珍奇質は物品中に備ふる性質なり、即ち物品を指して言ふ語なりと論ずる」が故に「是其論の非なる所以なり」と指摘する。例えば、「水の如きは天造物にして其供給に限りなし、又珍奇質を有せず。而して如此価格〈価値〉を有するは何ぞや。…之を要するに、珍奇質のみを以て価格〈価値〉の基礎とするの説は取るに足らず」と結論を下した。

第四の見解について、彼は「近年主張する者少なしとせず」と指摘して、一例として「バボー」の *Théori de la Valeue* (1879) を挙げる。「是人間天性備ふる処の精神より発するものにして、凡そ事々件々之を貴重珍重するより其価格〈価値〉を生ずるものなり云々。是れ価格〈価値〉は需用の度^(ママ)に基づくと云ふと何ぞ撰はん。妙工の画、珍奇の宝石等の如きは、之を貴重する一点より高等なる価格〈価値〉を有すると言ふは一理なきに非ずと雖とも、之を日用の需用品に適用せんとするは、蓋し無理なる論」であり、「価格〈価値〉は品物の性質より生ずるものに非ず。之を使用消費せんとするの思想より起ると言ふに過ぎ」ない故に、「余は此説に同意すること能はざるなり」と。

第五の見解について、彼は「価格〈価値〉は単に有益質の度に依て定まるものとせば、大に不都合の場合あらん。例之至極有益の物にして価格〈価値〉少なき

ものあり、… 宝石の如きは其含蓄する益質更になきが如し、而して高価を有するは何ぞや」と疑問を投げかけて後、『ジェヴォンズ』氏は之を解して有益多きが故なりというも、我輩の如き浅学者には、未だ其有益の点を捜出する能はざるなり」として、恩師ジェヴォンズの説に対して遠慮がちに否定した。

第六の見解についても、彼はこの「製造費と珍奇質を以て価格〈価値〉を解釈するの説最も理に適するが如し」と指摘しながらも、「実に此両質にありとせば、尚他に之が原因となるものなしという能はざるべし… 此説とても未だ完全なるものとして尊奉すること能はざるなり」として、賛成できなかった。

このように六種類に分けられた従来の価値論を批判的に検討した大越は、最後の第三章において、自らの「鄙説」を披露した。「価格〈価値〉の基礎となり… 常に之を制御し、之を昇降せしめ、之を確定するものは何ぞや」と問いに答えて「是れ満足質(サチスフアクション)なり」との結論を下した。続いて「満足質とは事々物々に備はる処のものにして、場合に從て増減ありと雖とも、其庇蔭を受け、之を使用する人の心を満足せしむる質なり。之質は之を製造するに費やしたる工力、及び其中に備ふる有益質・珍奇質等の度如何に拘はらず、人を満足せしむるの度増減するに隨て此物の価格を左右上下す。是れ則ち物の価格〈価値〉を定むるの原因なり」と説いた。例えば「流行後れの衣服は廉価なり。… 〈価値が〉下落するの原因は何ぞや。其衣服を製造するの工力を滅却するに非ず、又其有益質を失ふにも非ず。然らば則ち其衣服中に含有する満足質を滅却するに非ずして何ぞや。価格〈価値〉は交換者双方満足質平均の点より定まるものにして、交換の際に至り物品の満足質初めて増加するものとす」と。「満足質を以て価格〈価値〉の基礎と定むる時は、何等の物品、何等の事件を論ぜず、皆之を適用して矛盾する処あるを見ず。是れ余が価格〈価値〉を定むるの基礎は満足質の度に在りと主張する所以なり」。

このように、大越は、ジェヴォンズの講義で学んだ「効用」をスミスの「使用価値」と同義である「有益質」だと理解し、その「有益質」は普遍的な価値の原因とならないとして、その理論を排除した。その「有益質」に代わって、彼は、その原因を人に満足をもたらす「物品」に「含有」する「満足質」に求

めた。しかし、この大越におけるジェヴォンズの「^(ユーチリチ)有益質」からマーシャルの「^(サチスフアクション)満足質」への理論展開も、それらが「物品」に「含有」される「質」と考えられている限り、あくまでも客観価値説に止まっており、「浅学者」大越は主観価値説の意義には気付いていないことは確かである。しかし、大越がその優れた語学力をも利用しながら、古典経済学から近代経済学に渡たる文献を吟味し、例え「創見」でなかったにせよ、「経済学の至難なる問題」である価値論に関する「真理」を求めて努力したことは「敬服」すべきことであった。この大越の経済学研究がジェヴォンズの経済学講義に端を発したのは確かであり、彼から受けた影響もまた確かである。

III 大越成徳の自由主義思想

3.1 『外国貿易拡張論』¹²⁾

「国ノ富ヲ致サンニハ其殖産ヲ増シ其工業ヲ盛ニシ其商業ヲ進メ其人民生活ノ度ヲ高ムルニアル」(1頁)とあるように、大越は「殖産興業」と「商業」の振興が国富の増加をもたらし、それによって「人民ノ生活ノ度」つまり国民の生活水準が向上するとの基本的な立場に立つ。その上、鎖国時代の日本の例を挙げながら「商業ノ区域頗る狭少」つまり「市場の狭さ」が「殖産興業」を制限すると考える大越は、逆に「市場の拡大」を実現する外国貿易の拡大こそが「殖産興業」をも促進すると考えた。ただ、このように「国ヲ富マスハ内ニア

12) この大越の『外国貿易拡張論』の「序」を書いた浅田徳則(1848-1933)とは、官吏、実業家で、浅田金吾の長男として京都に生まれる。明治元年、京都の久美浜県の書記となり、諸官を経て、1871年11月大蔵省に入り、74年外務省に転じ、一等書記生に任じられ、駐米公使館附きとして赴任。帰国後、取調局長、条約改正掛、公信局長らを経て、1886年3月には外務省通商局長兼会計局長、88年12月弁理公使。89年12月神奈川県知事となり、以降、長野、新潟、広島各県の各知事となる。1900年6月外務省総務長官兼官房長、10月特命全権公使。1901年6月通信総務長官。1903年に辞して貴族院議員。後実業界に転じて成田鉄道、東京電力、日本生糸各社の社長、横浜正金銀行監査役も兼ねる(外務省外交史料館日本外交史事典編集委員会『日本外交史事典』6頁)。この「序」において、「知彼知己、乃兵家之枢要」とし、自由主義を採るにせよ、保護主義を採るにせよ、両主義の「得失」を「経済之利」と「事実」を踏まえて斟酌し、「汲々於目前之小利」とせず、「顧全局之利害」みる必要があるとの立場から、この大越の著作を高く評価している。

ツテハ工業ヲ盛ニシ外ニアツテハ交通ヲ繁ニシ貿易ヲ拡張スルニアリト雖モ世ノ外国貿易拡張ヲ論ズル者^(ヤヤ)動モスレバ其真理ヲ誤リ輸出ヲ計画スルノ一方ニ傾キ之ヲ計画スルハ単ニ工商業保護策ニ出ルノ外手段ナシト妄想スルモノハ如シ是レ日本国ノ為メニ憂慮心痛ニ堪サル処ナリ」(2 頁)として、輸出振興と保護貿易による輸入制限という片務貿易を主張する人びとには反対する。というのは「経済ノ現象タル必ズ其原理アリ社会ノ事業モ亦順序アリ此原理ヲ探求セズ此順序ヲ履行セズシテ急激ニ事ヲ計リ其好結果ノ生ゼンコト¹³⁾ヲ望ムハ蓋シ能ハザルコトタリ」(自序; 2 頁)と指摘するように、留学中に経済学を学び「数年間英仏ノ間ニ遊」んだ大越は、例え「日本ノ近状ニ暗シ或ハ其説ク所実況ニ適合セザルコトナキヲ保シ難シト雖トモ」、片務貿易論に反対し、双務貿易という「理論ノ一点ニ至テハ日本国ニ適スルモノト深く自ヲ信」(自序; 3 頁)じて、本書を執筆したのである。

第一章「日本外国貿易ノ進歩ヲ論ズ」では、日本の外国貿易が近年盛んになっているのは、第一に「内地ノ殖産ヲ増進シ製造ニ巧妙ヲ致シ外国ノ需要ニ適スル物品ヲ輸出シテ彼ノ満足ヲ博シタ」からであり、第二に「我国人民生活ノ度ノ進ムニ従ヒ外国ノ物品ヲ日々ノ需要ニマデ使用シ外国ノ製造家モ積年ノ経験ニ因リテ我嗜好ノ度ヲ熟知シ我市場ニ好ク適スル商品ヲ輸送スルニアリテ互ニ交易ノ路ヲ親密ニシタ」(1 頁)からであるという。ここには、「外国の需要ニ適スル物品」や「市場ニ好ク適スル商品」の言葉にも現れているように、外国貿易における需要の重要性を強調する大越の姿がある。

片務貿易論者、保護貿易論者の主張の誤りを明らかにするために、大越は幕末・明治初期の外国貿易の拡大の実態を分析する。彼によれば「開港ノ初年ヨリ明治元年ニ至ル間ハ輸出常ニ輸入ニ超過シ毎年数百万円ノ差ヲ生」じていたにもかかわらず、「同二年ヨリ十四年マデ十三ヶ年間ハ…輸入輸出ヲ超過スル」状態に陥った。この輸入超過という「不権衡ヲ回復スルノ策ヲ案ズル者陸^(ママ)続排出シ種々ノ説ヲ提出」してきた。その基本的立場は「要スルニ我関税輕少ナルカ故ニ外国製品ヲ陸続輸入シ随テ金銀ノ濫出ヲ致シタレハ外国トノ通商

13) 以下では原典において、略字「」を「コト」として引用する。

条約ヲ改正シ重税ヲ外国品ニ賦課シテ之ヲ我市場ヨリ遂払フ」ことであり、これこそ「与論ノ如クニナリタリ」。しかし、大越によれば「是輸入税重課ノ一方ニノミ偏向シテ金貨濫出ノ原因ヲ探究セザリシコトト思ハル」（3頁）のであって、これは誤った見方である。なぜなら、国際収支の均衡は「一国他国ニ負債アリテ年々其元利ノ償還ヲナスモノハ他国ニ対シ輸出多クシテ輸入少ク」しなければ実現できず、「之ニ反シテ他国ノ債主トナレバ輸入常ニ輸出ヲ超過ス」れば実現できる。というのは、これが「経済ノ真理」（4頁）だからである。具体例として大越が挙げるのは、イギリス、フランスのように「他ノ貧国ノ公債募集ニ応ジ若クハ其工業ノ資本ヲ貸スヲ以テ他国ニ対セバ其債主ノ姿ナリ故ニ此両国ノ輸入ハ常ニ輸出ニ超過シ而シテ金銀ハ却テ輸入ノ方多量ヲ占ムルモノハ蓋シ貸金若クハ貸与シタル資本ノ元利支払トノ国内へ集合スル」（4頁）国であった。このような「原則ハ動カス可カラズ天下普通ニ適合スルモノトセバ」、日本で金銀が流失しているのは、「輸入税ノ輕少ニシテ外国品ヲ容易ニ購入シ得タルガ為メナリ」という「妄想」のためではなく、明治元年に「日本ニ不換紙幣ノ行ハレ」（5頁）、「日本国ハ紙ノ世界ト変化シタリ紙ノ世界トナリタル以上ハ金銀貨ハ潰直ニナリ商品ト変化シタレバ有益ニ使用サル、国へ出向クハ自然ノ勢ニシテ外国品ヲ買ハヌト盟約シタル位ノコトニテハ到底之ヲ止ムルコト能ワズ」（6頁）、「是レ不換紙幣ヲ使用スル国ヨリ正貨ハ遂出サル、ト云フ経済ノ原則充分日本ニ於テ其働ヲ示シタルコトニシテ不換紙幣通用ハ金貨濫出ノ原因トナリ金貨濫出ハ輸入増加ノ原因トナリタルハ明瞭ナラン決シテ輸入ノ増加シタルガ為メニ金貨ノ濫出ヲ生ジタルニハ非ザルナリ」（7頁）。

このように本位制の確立こそが貿易収支を均衡させると考える大越は、1885（明治18）年5月13日の大蔵卿松方正義による正貨兌換の建議を踏まえて、「（6月6日付け）太政官布告第十四号ヲ以テ政府発行ノ紙幣ハ十九年一月ヨリ漸次銀貨ニ交換スベキ旨ヲ公布シタルニ依リ全国ノ人民ハ初メテ紙幣ハ銀貨ヲ代表コトヲ了解シタリ」¹⁴⁾。これにより「日本ハ金銀両本位ノ制」になった

14) 1882年営業を開始した日本銀行は、1885年5月9日には日本銀行最初の兌換券（10円券）を発行し、発行限度を500万円とした。さらに同年9月8日には1円券と100円券を発行し発行限度を600万円とし、同年12月には同限度を700万円に引き上げ、1886年3月に

が、「銀貨ハ下落〈シ〉金貨ト肩ヲ比ベテ通用セザルヲ以テ不換紙幣ノ行ハレタル時ト同様金貨ハ商品ト変化シ… 外国貿易上ニテハ銀貨本位ノ姿ヲ顕」（9 頁）¹⁵⁾すようになった。しかし、両本位制から単一本位制へと実質的に変わったにせよ、本位制を採用したことにより「日本ハ外国ニ対シ大ニ其位置ヲ高メ外国貿易モ先ヅ対等ノ有様」になり、結果「我外国貿易ハ通常ノ有様ヲ備へ他国ト対々ニ取引ヲナスコトヲ得関税重課ノ策ニ出ザルモ輸出益々増加シ輸入モ亦其高ヲ増進シタル現象ニ達シタリ」（10 頁）というのが大越の結論であった。もっとも、このような近年の外国貿易拡張にもかかわらず、国民一人当たりの貿易額を比較した大越は「欧米諸国ノ割合ニ比スレバ僅少ナリ」（11 頁）との結論を下さざるを得なかった。

このように大越は日本の幕末から松方財政までの外国貿易の実態を統計的資料に基づいて説明しながら、外国貿易拡張の手段を、「殖産工業」と「商業」としての国際貿易とに求める一方、その国際収支均衡の実現の手段として本位制が重要であることを強調した。まさに、大隅の「産業育成による貿易収支改善・正貨獲得を目指す立場から通貨収縮に反対する『積極基調』」から、松方の「銀紙格差解消あるいは物価引下による貿易収支改善を目的に通貨収縮を求める『消極基調』」¹⁶⁾への大きな転換期にあつて、大越は大隈の「積極基調」の立場に立ったといえる。

第二章「銀価下落ト外国貿易トノ関係ヲ論ズ」は、金本位制を採用したにもかかわらず、実質的に銀本位制に変質させてしまった世界の銀価の下落が外国貿易に与える影響を扱っている。まず、大越は、この世界的規模での銀貨の下落現象の原因を以下の三つの原因が重なったためであるとした。その原因と

2,000 万円となった。この年末の国庫の正貨準備は 1881 年末に比べて 4 倍となり、逆に政府紙幣は約 8,800 万円に減少した。このような準備の末、1886 年 1 月 1 日より不換紙幣の兌換を開始した（高橋泰蔵編『体系金融大辞典』東洋経済新報社、1979）。なお、原文では「銀貨ハ下落ノ金貨ト」とあるが、内容から考えると「銀貨ノ下落ハ金貨ト」の意味であろう。

15) このように複本位制は結果的には単一本位制に帰してしまうという見解は、ジェヴォンズの立場でもある。この点でも、ジェヴォンズが大越に与えた影響を指摘できる（井上琢智『ジェヴォンズの思想と経済学—科学者から経済学者へ—』日本評論社、1987 年、237-40 頁）。

16) 神山恒雄『明治経済政策史の研究』塙書房、1995、10-11 頁。

は、第一に、アメリカにおける銀採掘技術の発明、金採掘量の減少と高価格、第二に、金本位制確立のために行ったドイツによる銀の放出、第三にフランス、イタリア、ベルギー、ロシア、ギリシャ五ヶ国から成るラテン同盟による国内での銀貨の自由鑄造禁止である（14-15 頁）¹⁷⁾。

その上で、大越はロンドンにおける銀地金価格の変動（1870-88 年）の状況を明らかにし、貿易収支と資本収支とに分けて、その影響を説明する。まず、貿易収支について、銀貨を利用するインドと形式上は金本位制をとりながらも実質的に銀本位制になっていた日本との貿易高の変化を採り上げた。その結果、この「銀価ノ下落ハ銀貨国ニ取りテ輸出スルニハ都合好き様ナレドモ金貨国ヨリ輸入セザルヲ得ザル商品ノ取引ニ付キテハ銀貨国ノ損耗ナルナリ」（24 頁）と。また、資本収支についても、「銀価ノ下落ハ金融上ニ於テ非常ニ不都合ヲ生ズルモノナリ日本ヨリ英国ノ債主ニ払フベキ外国公債元利ハ英貨ニテ払フベキ取定メナルヲ以テ」、その元利支払いは「日本国ノ損耗トナル」（25 頁）のである。いずれにせよ、銀価の下落が国際収支に大きな影響を与えているというのが大越の結論であった。

このような金銀比価の変動を防ぐための方策として「英国屈指ノ理財家ノ考案」したのが、「条約ヲ締結シ以テ金銀貨幣自由鑄造ヲ許シ金銀価格ノ率ヲ確定スベシ」とする「複本位制」であると指摘した。すなわち「単本位複本位ノ議論ヲ惹起シ二年前（1886 年 9 月 20 日）ニ英国政府ハ取調委員（王立委員会設置）ヲ命ジタリ此委員ハ十二名ニシテ内六名ハ金本位主義他ノ六名ハ復本位主義ヲ有シ何レモ皆屈指ノ理財家ナリ（金本位主義者ノ六名ハ即チ『ヘルシェル（F.Herschell, first Baron Herschell）』伯、造幣局長『フリーマントル（C.W.Fremantle）』、『サア・ジョン・ラボック（J.Lubbock）』、元商務局員『トマス・ファーレール（T.H.Farrer）』、元英国銀行総裁『ビルチ（J.W.Birch）』、『レオナルド・コート子一（L.Courtney）』ニシテ複本位主義ノ六名ハ即チ元

17) このラテン貨幣同盟については、斎藤利三郎『国際貨幣制度の研究—ラテン貨幣同盟を中心に—』（日本評論社、1940 年）を参照のこと。また、ジェヴォンズとラテン貨幣同盟については、井上琢智「W.S. ジェヴォンズとラテン貨幣同盟」（関西学院大学経済学部『経済学論究』第 48 巻第 3 号、1994）を参照のこと。

商務局員『ルイス・マレット〈L.Mallet〉』、印度大蔵省代表者『バアルボーア〈D.Barbour〉』、『チャプレン〈H.Chaplin〉』、『バルフル〈A.J.Balfour〉』、『フルツウォルツ〈W.H.Houldsworth〉』、『モンテーギ〈S.Montague〉』ナリ) 此委員ハ会議ヲ結了シテ報告ヲ政府ニ提出セリ(1888年10月)、「之ヲ救フノ策トテ複本位ノ制ヲ各国ニテ採用セシムルノ外ナキガ如シ又コノ策トテモ諸大国ト協議シ其承諾ヲ要スルコトナレバ英国政府独リ複本位家ノ説ヲ容ルハトスルモ之ヲ実行スルハ蓋シ容易ノ業ニ非ザルベシ」(28頁)¹⁸⁾。

このような議論をしたにもかかわらず、大越は日本が金本位制を採るべきか、複本位制を採るべきか、自然の成り行きに任せるかは「別論」であるとして、その結論を下すのを回避し、ここでは「銀価下落ハ東西洋ノ貿易ニ関係アルコト論ズルニ過ギズ」(29頁)と言うに止まった。事実、大越だけでなく、王立委員会でも「複本位主義者は物価の変化の貨幣的原因を強調し、金属貨幣の決定的役割を強調し…物価低落が産業や商業に及ぼす意気沮喪的影響と、銀価格低下が銀本位制国に与える国際貿易上の優位性とを強調した」のに対して、「金本位制度の擁護者たちは信用の重要性と任意の現金ベース上に構築されうる信用量の可変性を強調し、また産出の増加、技術進歩による費用の低下等の非貨幣的価格変化要因に注意を向けた」に過ぎず、結論を出せなかった。と同時に、この委員会は「複本位制を維持することの困難性をおおいに力説した」¹⁹⁾。

イギリスでのこのような議論を反映し、わが国でも1887年12月に松方正義大蔵卿が田口卯吉の主宰する東京経済学協会に銀貨下落の将来の影響の調査を諮問した。田口、田尻稻次郎、阪谷芳郎、天野為之、乗竹孝太郎、浜田健

18) *First Report of the Royal Commission appointed to inquire into the Recent Changes in the Relative Values of the Precious Metals; with Minutes of Evidence and Appendices (Gold and Silver Commission), 1887, p.379 (British Parliamentary Papers International Monetary Conferences, Monetary Policy Currency 4, 1887)*. これらの人びとの他にこの報告書にサインしたのは、チェンバレン (J.Chamberlain) とコーエン (L.L.Cohen) である。ただし、モンテーギは証人の一人であってサインはしていない。

19) *Feavearyear, A.E., The Pound Sterling, 1963 (2nd ed.), p.310* (一ノ瀬篤・川合研・中島将隆訳『ポンド・スターリング』1984、新評論、328-29頁)を参照のこと。

次郎、伴直之助らは銀問題調査特別委員会を設置し、田口が執筆した最終報告書を提出した。そこでは、銀貨下落の原因がドイツ、アメリカ、イタリアなどの金本位制採用とラテン同盟崩壊などによる銀需要の相対的減少に求められたが、あるべき本位制についての提案は何らなされなかった²⁰⁾。この点では、大越も、イギリスの王立委員会や田口らの銀問題調査特別委員会と同じ立場に立っていたと言えよう。とはいえ、1886年にイギリスで結成された複本位制同盟の活動が活発になり、その影響を受けた『東京経済雑誌』や田口卯吉は、しだいに複本位制の採用に賛意を示すようになった。この点では、複本位制は最終的には単一本位制へ移行せざるを得ないというジェヴォンスの立場から影響を受けていた大越と複本位制を支持していた田口卯吉との相違は明らかであった²¹⁾。

これらの議論を踏まえて、大越は「輸出輸入何レカ大切ナルヤ」（第三章）との問いを設定する。商工業者はもちろん日本人の大多数は「必ズ輸出ノ方大切ナリト言ハンコト疑ヲ容レザルナリ」と答え、その理由を問われると「一国ニ於テ輸入多ク輸出少ナケレバ其差ハ金銀貨幣ニテ他国へ支払ハザルヲ得」ないだけでなく、その「不平均数十年続ク時ハ国内ノ金銀ハ海外へ濫出シテ紙幣国トナリ貧乏国トナルガ故ニ」と答えるという。まさに「輸出ニ従事スル者ハ愛国心アリ輸入ヲ計画スル者ハ愛国心ニ乏シク国ニ不忠ナリ」（32頁）とさえ考えるというのである。このような保護主義者の考え方に対して、大越は「輸出入ノ事業ハ彼重ク此軽シト云フノ理ナク何レモ国ニ取りテハ大切ノ度同一ナルコトヲ論ジ世人ノ誤想ヲ破ラントス」との立場から議論を展開する。

まず「外国貿易拡張ト言ヘバ尚我物産ノ販路ヲ拡張スルノ意味ヲ指ス」と受け取られるが、「余ノ見ヲ以テスレバ外国貿易ヲ拡張セントスレバ輸出入共ニ注意セザル可カラズ」と考え、大越は「故ニ輸出ノ事業ハ大切ニシテ輸入ノ事業ナラズト云フノ道理アルコトナク何レモ当業者ノ鋭意計画アラコトヲ要ス

20) 熊谷次郎「三つの経済論争—平均・標準の社会秩序を求めて—」杉原四郎・岡田利喜編『田口卯吉と東京経済雑誌』日本経済評論社、1995、36-38頁。また、松野尾裕『田口卯吉と経済学協会—啓蒙時代の経済学』（日本経済評論社、1996、第4章第1節）も参照のこと。

21) 井上琢智前掲書、237-40頁。

ルナリ」(32 - 33 頁)と主張する。さらに資本収支の問題にも言及し、「凡ソ他国へ金ヲ貸シ他国ノ工業ニ資本ヲ入レ又ハ海運ノ権ヲ占メテ他国ノ物品ヲ運搬シ利潤アルノ場合ニ於テハ輸入多クシテ却ツテ金銀ノ集合スル道理ナリ」(35 頁)。このように大越は貿易収支だけでなく貿易外収支(サービス収支・所得収支)をも考慮した上で国際収支が均衡になる必要があると主張した。その具体例として、大越は「英仏等ニ於テ輸入輸出ニ超過スルニモ拘ハラズ金銀ノ輸入ハ却ツテ多キヲ致ス所以ノモノハ蓋シ此原則ニ因レバナリ」(35 頁)と。

このような論理の展開と「模範国」英仏の事例を示すことで大越は「日本ノ輸出輸入ニ超過スルハ国ノ富マザルノ証拠ナレバ決シテ喜ブベキニアラズ却テ悲シムベキコトナリ将来日本ニ於テ輸入ノ増加スベキ挙アランコトヲ切望ス」(36 頁)として、輸入の増加の必要性を強調し、「内国ノ工商業ヲ奨励センガ為メニ輸入税ヲ増課スベシ保護ヲ與ヘザレバ外国貿易拡張ス可カラズト論ズル者」に反対し、加えてその高関税が「却ツテ国歩ヲ妨ケ人民自治精神ノ発達ヲ害スルハ慨歎ニ堪ヘザルナリ」(36 頁)とまで指摘し、高関税による保護貿易が単に外国貿易の拡張に対する阻害要因となるだけでなく、日本の近代化としてもっとも重要な要因だと大越が考える「人民自治精神ノ発達」をも阻害すると指摘した。

このような議論を踏まえて、第四章ではより積極的に「貿易ハ自由ニ任スベキ」(37 頁)であると論じる。まず、保護貿易を「外国ニ対シ内国ノ工業工商業ヲ反映ナラシメンガ為メ之レヲ自然ノ発達ニ任セズシテ特典ヲ與フルコト」(37 頁)であり、その特典とは、第一に輸入品への重税であり、第二に国内工業者への補助金であるとした。いわゆる幼稚産業保護論への反対であった。それでは保護貿易がだれにとって好ましくないかという問いに答えて、「国ノ経済ヨリ見レバ非常ノ損失ヲ人民ニ蒙ラシムルモノナリ」(38 頁)として、保護貿易は「国ノ経済」「人民」の視点から、さらには「人民自治精神の発達」(36, 46, 48 頁)の視点から好ましいものではないというのが大越の見解であった。その具体例として、フランスにおける砂糖の輸入への重税が挙げられ、この「仏国ニ於テ近年保護策ノ悪結果ハ枚挙ニ遑ラン」(41 頁)とされた。さらに、

自由貿易の立場に立っていたイギリスやドイツの事例と保護貿易の立場に立っていたフランスの事例とが比較され、「英独ノ商人ハ利益ノアル処ナレバ如何ナル嚴寒酷暑ノ国」へも「其土地人民ノ需要ニ適スル物品ヲ製造シテ之レガ販路ヲ拡張スルコトニ熱心」であるが、「仏国ノ人民ハ其国ノ氣候穏和ニシテ生活ニモ苦シマザレバ」、「外国ニ出稼スルコトヲ好マズ」（41頁）との結論に達した。また、香港といった自由主義を採用している国と保護主義を採用している国との比較が行われ、前者が後者に比べて経済的に繁栄しているというのが大越の認識であった。

このような理論的説明に加えて、海外での多くの事例を報告することで、大越は日本の採るべき道を示そうとした。すなわち「余ハ日本ニ於テ産製セザルモノ又産製スルモノ外国ノ市場ニ於テ之ヲ低価ニ購求スルコトヲ得ルモノハ之ヲ輸入スベシ決シテ之ヲ妨グルニ及バズ又内国産ノ外国ヨリ低価ナルモノハ心ヲ勞セズシテ必ズ輸出スルコトヲ得ベキナリ故ニ海關稅ヲ重課スルノ目的ハ内地ノ工業ヲ保護スルノ一点ニアリトスルハ非ナリ」（48-49頁）として、比較生産費説に立った自由貿易論を主張し、幼稚産業保護もそれが「自治奮発ノ精神」（48頁）を阻害するものとして、ここでも反対している。

次に大越が取り挙げるのは、日本の輸出が過去に増大しなかった理由である。その最初が「永遠ノ計画ヲナサザル商人ハ外国ニ出店スルモノ失敗ヲ蒙ルベキヲ論」じた第五章である。その中で、彼は「西洋人ノ住宅ニ往ケバ…中等以下ノ家ニ至リテモ…我雜貨ハ其需要ノ広マリタル實ニ驚クベキ程ナリ是レ等ノ雜貨ハ需要アルガ為メ欧州へ^(ママ)輸入シ之ヲ輸入シテ利益アルガ為メ此商売ニ従事スル者アルナルベシ然レバ此商売ハ其取引ノ方法ニ依リテハ外国ニ於テ之ヲ営ミテ利潤アルモノト推知セザルベカラズ」。ところが「我商人ノ…雜貨ノ商業ニ従事シ一時ハ隆盛ナル勢ナリシガ数年ヲ出ズシテ皆失敗シ」たのに対して、「西洋人ニテ日本雜貨ヲ營業スル商店ハ益々増加シ愈々繁盛ノ姿ヲ顯ハ」（51頁）した事例を紹介し、日本人の商人の問題点とその解決策を明らかにしようとした。

第一に「從來日本人ノ欧州ニ開店シ商業ヲ営ム者ハ利ヲ永遠ニ期セズシテ目

前ノ利ニ走」ったり、「商業ノ経験ニ乏シク又日本内地ノ商業ニ熟練シタル者ハ歐洲ノ取引ニ暗キノミナラズ言語更ニ通ゼズ通弁ヲ以テ売買ノ相談ヲナサザルベカラズ」、「洋語ニ通ジ西洋ノ売買ニ馴レタル者ハ更ニ供給元ナル日本ノ取引ニ暗」(52 頁) かったためである。この欠陥を是正するためには「利益ヲ永遠ニ期セズ一時ノ利分ヲ僥倖セントノ主義ナルヲ以テ全備ノ商人ヲ養成スルノ方法」(53 頁) を立てなければならぬという。「要スルニ適當ノ商人ヲ養成スルノ必要ヲ感ゼザルモノハ蓋シ永遠ノ取引ヲナサントスルノ目的ヲ立テザルガ故ナリ」(55 頁)。

第二に「日本商店ニテ販売スルモノハ決シテ掛直ナク正札ニテ買者ノアル如キ信用ヲ得ンコトヲ希望スル者ナリ」(58 頁) として、大越は掛け値商売といった日本の古い商習慣を改め、「正札販売」による「信用」の形成の必要性を説いた。

第三に「商業ヲ盛大ニセント欲セバ其土地ノ需要ニ応ジ其地方人民ノ嗜好ニ適スル物品ヲ供給セザル可カラザルハ論ヲ竣タザルナリ」(58 頁) として、輸出先「需要」や「嗜好」に敏感になることを求めた。

第四に「外国ニ出テ商売スル者ハ連合協同ノ精神ナカル可カラズ」(59 頁) として、貿易商人が、商人個々の利益の追求に走ることなく「国家」や「人民」の視点から、「連合協同」の必要性を説いた。

このように日本人貿易商が「自治精神」・「自治奮発の精神」を持った上で、「連合協同」を通じて「国家」「人民」の視点に立って行動する「近代人」として成長すべきだと考える大越が、次に扱ったのが第六章「日本在留外国商人ノ取引上ノ悪習ヲ矯正スベキヲ論」であった。この章で、大越は「其地商業取引ノ習慣ナルモノアリテ其地ニ来リテ商売スル者ハ内国人ト外国人トヲ問ハズ此習慣ニ依ツテ支配セラレ取引上ノ権利ハ彼レ重ク是レ軽シト言フコトナク信用サヘアレバ同等ノ権利義務アル」(63 頁)。このような商業という交換の場での平等を原則とする限り、一方では日本人商人の資質向上を図りながら、他方悪徳外国人商人を批判する必要があるという。しかし、大越の現状認識によれば、日本の商人は外国人商人よりも未成熟であり、未だ外国人商人と平等な地

位を占めていないというものであった。

例えば、大越は「英国ノ商業上頻繁ヲ致スハ其商人自己ノ働ニ因ルモノニシテ軍艦多キノ故ニ非ラズ独仏ノ商業盛ナルモ陸軍ノ多キノ故アラズ」として、経済の繁栄が軍備の多寡だとする一部の「強兵」論者を批判し、たとえ「日本ニテ軍備盛大ヲ致シ歐洲ノ数国連合シテ攻来ルモ之ヲ撃破ルノ勢ヲ得」（70頁）たり、「如何ニ立派ナル新条約ヲ取結ブト雖ドモ」、「我開港場ニ行ハルハ商業上ノ習慣マデ細カニ更正ヲ加フルモノ」でもなく、ましてこれら「悪弊」は「自然ニ任セテ…消滅セシムルヲ得ルモノ」でもない指摘する。それゆえ大越は「之（悪弊）ヲ除去スルハハノ任ナルヤ余ハ日本人商人ノ任ニシテ且日本商人自己ノ力ニ依ラサレバ此弊習ヲ矯正スルコト能ハズナリト断言セザルヲ得ズ」（71頁）と指摘した。さらに、これら「悪習ヲ矯正セント欲セバ我商人ヲシテ自治協同ノ精神ヲ発達セシメザル可カラズ自治トハ他ニ依頼セズシテ自ラ奮テ事ヲナスコトヲ云ヒ協同トハ必ズシモ連合シテ人ニ抵抗スルノミノ意ヲ含ムニ非ズシテ商人互ニ盟約ヲナシ協力シテ其利益ヲ計リ如何ナル障害ニ遭遇スルモ之ヲ破リテ其目的ヲ達スルモ之ヲ破リテ其目的ヲ達センコトヲ計」（71頁）り、その上「互ヒニ信用シテ商売ヲナスニ於テハ其關係円滑ニシテ其利益ヲ享ル尠シト」（72頁）しないような「自治協同ノ精神」を持った商人の育成を強調する大越であった。

外国貿易の議論から転じて第七章「蚕糸の無限増産ハ富国ノ策ニ非ザルヲ論ズ」では、殖産興業が扱われる。当時、茶²²⁾とともに日本にとってもっとも重要な輸出品であった生糸の生産についてである。まず、大越は「日本輸出品ノ内最モ多額ヲ占ムルモノハ茶ト蚕糸ナリ我茶ヲ多ク需要スル処ハ北米合衆国ニシテ歐洲ニテハ未ダ之ヲ嗜好スル者少ク其輸出モ随テ少量ナレドモ蚕糸ニ至ツテハ其質ノ善良ナルヲ以テ欧米共ニ之ヲ需要シ其市場ニ於テ欠ク可カラザルノ品トハナレリ而シテ近年日本蚕糸ノ産額ハ漸次増加シ其輸出高モ亦随テ増進シ毎年生糸輸出高…輸出総額ノ半額ヲ占ムル」（73頁）状態にあると指摘す

22) 幕末から第一次世界大戦までの期間における輸出品としての茶の重要性については、寺本益英『戦前期日本茶業史研究』（有斐閣、1999、第一部）を参照のこと。

る。なぜなら「日本国ハ養蚕ニ適シタル土地ニシテ他ノ農業ヲナスヨリモ養蚕ノ方利益多」いためである。しかし、だからといって「日本全国ヲ桑田トナシ養蚕を盛大ニシ蚕糸ノ産額ヲ増加シ欧米ニ輸出シテ其市場ヲ蹂躪シ伊仏ノ養蚕ハ之レガ為ニ衰微シ日本糸ヲ以テ其ノ需要ニ換ヘ以テ国益ヲ計ルコト富国第一ノ上策ナリト主張シ稍ヤ此説ノ実行サレントスル」という現状について、彼は「其結果ハ実ニ恐ルベク悲シムベキノ惨状ヲ呈シ日本国ノ不幸之レヨリ大ナルハナカルベシ」と考える。従って「備サニ其説ノ非ナルヲ論シテ災ヲ未発ニ防ガント試」(77 頁) みるのが、以下の「蚕糸増産説ヲ略記」の内容である。

このように日本において生糸生産が発達したのは、「我国ニテ桑樹ヲ培養シテ収入スル利益ト他ノ農業ヨリ得ル処ノ利益トヲ比較シテ桑田ノ方純益多」(77 頁) いためである。しかし、さらに進めて「(桑の供給を) 日本全国ニ伝播シ田畑ヲ破壊シテ桑畑トナシタランニハ其影響最モ恐ルベク当初ニ算出セル割合(供給過剰による価格低下を通じて) ニ利益ヲ得ザルノミナラズ数年ヲ出ズシテ農民ノ困窮計リ知ル可カラザルニ至ル」(78-79 頁) として、需給関係を無視した生糸生産の拡大には大越は反対する。

これに対して「伊仏養蚕ノ費用ト日本養蚕ノ費用トヲ比較シ我費用ノ輕少ナルヲ示シ伊仏繭ノ相場ト日本ノ市価トヲ対照シテ我繭ノ低価ナル」(77 頁) として、原料である繭の生産費の比較優位については、「費用少キコトハ想像」できるとして賛意を示すものの、「最モ注意ヲ加フベキハ製糸ノ事」(81 頁) である「糸操工女ノ給料ヲ比較シ我ノ低価ナルコト」(77 頁) については、大越は「伊仏製糸職工手間賃ハ日本ニ比シテハ非常ニ高価ナル様ニ世人ハ考ヘ居ルト雖ドモ實際ニ就キ細カニ調査スレバ左程ノ差違ハナキコトナリ」(82 頁) として、人件費の比較優位については、その誤りを指摘した。

「是ヲ縮言スレバ日本ニテハ他ノ農業ヨリ養蚕ノ方利益多ク伊仏ノ養蚕費用ヨリ我方少キヲ以テ増産ノ為メ尚生糸ノ下落スルモ欧米ニ輸出シテ販売スルニ於テハ伊仏ノ養蚕ハ之レガ為ニ圧倒サレ遂ニ廃業スルニ至ルベケレハ欧米ハ日本糸ヲ以テ之レニ代用スベシ富国ノ策蚕増産ニ勝ルモノナシト主張スルニアリ」(78 頁) として、大越は比較優位による国際分業の必要性を説くものの

の、「凡工商業上ニ需要供給ノ理アリ其度宜シキヲ得ルニ非ザレバ煩冗ヲ致シ利益ヲ得ルコト能ハザルハ…明カナリ」（83頁）として、その国際分業の限界が需給の均衡にあると主張する。それゆえ、「近年世界物価ノ下落シテ貿易不景気ナルノ原因ハ各国殖産ノ度需要ニ超過シタルニ基キタルコトハ経済学者ノ公認スル処」であり、「需要ノ顕ハレザルニ蚕糸ヲ無理ニ増産セントスルノ如キハ国ノ大災ヲ招クモノ」（83-84頁）だというのが大越の結論であった。

このような事実認識と理論に基づいて大越は「日本ニ取りテハ欧米諸国ノ需要ヲ観察スル」のが「肝要」（85頁）であり、「世界ノ需要如何ヲ顧ミズ妄ニ蚕糸ヲ増産スルノ悪結果ヲ示スモノナリ」（93頁）と考えた。これが、大越の日本の生糸産業界への助言であった。加えて、彼は、このような海外での需要量だけでなく、その品質、日本製品への嗜好などを明らかにする必要があるが、現状では日本生糸製品の新市場を開拓することはきわめて困難であり（93頁）、その限りで生糸を中心とする殖産興業第一主義は日本にとって悪い結果をもたらすというのである。

「以上ノ理由アルヲ以テ余ハ我蚕糸増産ノ説ヲ非トスルモノナリ該業ヲ奨励スルニ及バズトナスモノナリ宜シク自然ニ任カセ需要アレバ増スベシ需要ナケレバ減ズベシ敢ヘテ増産ヲ唱道シ養蚕家ヲ扇動スルヲ必要トセザル而已ナラズ却テ増産ヨリシテ損害ノ生ゼンコトヲ憂フルモノナリ然ラバ則チ我国ノ蚕業ハ如何シテ可ナランヤ余ハ増産ヲ主張セズシテ蚕種ノ精撰製糸ノ改良ニ充分カヲ入レ善良ノ繭ヲ産出シ優等ノ生糸ヲ製造センコトヲ切ニ望ム者ナリ外国貿易拡張ノ好策ハ多量ノ品ヲ輸出スル而已ニアラズ精良ノ品ヲ以テ外国ノ需要ニ応ジ永遠其信用ヲ占ムルニアルナリ」（99-100頁）。従って、近年上海では西洋人が中国産の繭を原料に高級糸を生産しており、加えて、その西洋人に代わって中国人が機械による良糸を生産するようになれば、日本は中国との競争に負ける可能性があり、それに対抗するためには、繭、生糸の改良がなければ成らないというのが、大越の見通しであった。

次に貿易拡大の一手段として万国博覧会の役割を論じたのが「第八章 外国貿易と万国博覧会との関係」である。需要市場の拡大を重視する大越にとつ

て、万国博覧会は「販路ヲ拡ムルノ手段」であるがゆえに、それが成功裏に終わればその成果を上げることができるが、出品する企業が、自らの企業の、それも一時的な利益を求めて、参加すれば、逆効果になる。このような逆効果が生じないようにするためには、万国博覧会への各参加企業は「日本全国ノ裨益トナル」（113 頁）ようにしなければならないというのが大越の助言であった。それでは具体的に大越はどのようにすれば成果が上がると考えていたのであろうか。彼は、まず「是マデ十数回公然会同シテ日本ノ生産力ト技量ニ富ミタルコトヲ万国ニ示シ大ニ其好評ヲ博シ通商上ニ於テモ多少好結果ヲ得タルコトナルベシ」として、万国博覧会参加の成果を認めるものの、その「万国博覧会ノ開設日本ノ近隣」ではなく、「大概欧米ノ諸国ナレバ荷物ノ運賃ヨリ会場ノ裝飾等ニ多費ヲ要スルヲ以テ是レマデ政府」（105 頁）は多額の費用の支出せざるを得なかったと反省する。従ってこれからは政府の援助によってではなく、各会社が「之レニ合同スルニ左程費用ヲ要セズ人民自力ヲ以テ出品スルコトヲ得ベキ」（105 頁）であるというのが大越の結論であった。その点で、例えば、1889 年 6 月から 11 月までフランス革命百年記念して開催されるパリ万国博覧会のように政府による官費の支出に基づく万国博覧会のような形態でなく²³⁾、市議会の承認による、もしくは社員出資に基づく会社による万国博覧会の開催

23) 1862 年、イギリスのロンドンで開催された万国博覧会には、R. オールコックの手によって集められた日本の工芸品が初めて出品された。この万国博覧会の開会式（5 月 1 日）には森山多吉郎、淵部徳蔵らが出席した。だが、日本（徳川幕府）の正式参加は、1867 年のパリ万国博覧会であり、渋沢栄一や田辺太一も参加した。以後、1873 年のウィーンなど、国際博覧会を含めて大正期までに 44 回出展した。その中で、政府だけの参加は 15 回、民間だけの参加が 13 回、政府・民間の共同参加が 16 回であった。民間のみの参加で最初の博覧会は 1875 年のメルボルンでの万国博覧会であり、共同参加の最初は、1878 年のパリでの万国博覧会であった。大越のこの著書が出版された 1889 年にはパリの万国博覧会には政府・民間共同で、またハンブルグの商業博覧会には政府単独で参加している。以後の博覧会では、政府のみの参加が 3 回、政府・民間共同参加が 11 回、民間のみの参加が 7 回である。このように、1889 年以降は、大越の主張するように、民間主導型の博覧会参加となってゆく。大越は、政府・民間共催であった 1878 年のパリ万国博覧会だけが成功した例であると指摘した。もっとも、大越は 89 年のパリ万国博覧会は政府主催であると批判しているが、実際にはすでに指摘したように、政府・民間の共同開催であった（吉田光邦『改訂版万国博覧会—技術文明的に—』NHK ブックス、1985、1-6 頁、230 頁）。

を好ましい（103-4頁）ものと考えていた。ここにも政府の全面的依存しようとする日本の経済界の体質を批判する大越の姿を窺うことができる。

このような万国博覧会と同様、外国貿易拡張の一手段である商法会議所の役割を扱ったのが「第九章 外国貿易ト商法会議所トノ関係ヲ論ズ」である。この中でも「取引ニ関スルー一切ノ模様ヲ探知シ自治ノ精神ヲ以テ従事スルニ非ザレバ商業ノ頻繁ヲ致ス可ラズト雖モ一箇人又一会社ノ力ニテハ内外工商業ノ実況ヲ探ルコト頗ル難」しいので、その役割を果たすのが「商法会議所是レナリ日本ニ於テモ商法会議所及ビ商工会ノ設立アリテ其目的タル欧米ノ会議所ト更ニ異ナルコトナク其地方ノ工商業ニ関スル公益ヲ計画スルニ外ナラザルベシ」（115頁）として、「自治ノ精神」が重視される一方で、各企業が「協同」して国益を図ることが求められている。

さらに大越は、イギリス・フランスの会議所を①政府からの独立して会費制で運用されるものと、②連合して議会の承認を得て運用されるものとを区別する一方、①特別の法律になんらもとづかずに設置されているイギリス型のもの、②特別の法律にもとづいて商法会議所が設置されているフランス型のことを区別し、それぞれ前者を好ましいとした。ここでも大越は「自治ノ精神」「協同」の精神を重視している。

このような市場状況等の情報収集と情報交換の場としての商法会議所の役割に加えて、大越は「我商法会議所ニ於テ商業学校ヲ設ルモ好シ」（124頁）として、東京高等商業学校（現在の一橋大学）を代表とする一連の高等商業学校、商業学校の役割を重視した。ちなみに、この東京高等商業学校は、1875年に森有礼の創立した私学の東京商法講義所を母体とし、84年に東京商業学校となり、本書が出版される2年前の87年には東京高等商業学校となって、日本の商業教育の中心的な役割を果たし始めていることから明らかなように、この東京高等商業学校を範とした商業学校、高等商業学校の働きに期待した²⁴⁾。

24) 天野郁夫『旧制専門学校』玉川大学出版会、1993、45-47頁。これに続いて、明治30年代になって、官立で神戸高等商業学校、山口高等商業学校、長崎高等商業学校が、公立で（大阪）市立高等商業学校が創設されていった。なお、三好信浩『日本商業教育史の研究』（風間書房、1985）も参照のこと。

いずれにせよ「要スルニ商法會議所ナルモノ偏スルコトナク党スルコトナク自治独立ノ精神ヲ以テ真ニ商工業ツヲ公平ニ代表シテ政府ト人民トノ間ニ立チ小ニシテハ地方ノ利益ヲ計リ大ニシテハ全国ノ公益ヲ計ルノ機関トナラバ」、「外国貿易拡張ノ基礎ヲ固ムルノ一手段」(125 頁)となるというのが大越の結論であった。ここでもまた「自治独立の精神」を持つ私人が、「協同」して「商法會議所」などの「中間集団」を形成し、それを通じて国家の「公益」に資することの重要性が説かれている。ここに、大越自からも参加した日本学生会で同時期に活躍した馬場辰猪らが結成した共存同衆の精神を見ることは可能である。すなわち、「社規」を尊重し、「同心協力」する平等な社員によって運営される「ソサイチー」としての「共存同衆」の活動を国民に浸透させることで、日本という「ソサイチー」を近代市民社会に変貌させようとする馬場らの精神である²⁵⁾。

このように「自治ノ精神」「自治独立ノ精神」「協同ノ精神」を強調する大越にとって、それを疎外する要因となりうる政府・国会の役割を考察するのが「第十章 外国貿易ト国会トノ関係ヲ論ズル」である。「要スルニ国会議員ニシテ其代表スル地方ノ小利ニ思想ヲ屈シテ妄ニ保護説ヲ主張シ国ノ公益ヲ誤ルガ如キコトアラバ人民是レガ為メニ困難シ国家是レガ為メニ衰微シ其関係ヲ及ボスコト大ナルヲ以テ欧洲近事ノ例ヲ挙ゲテ殷鑑ニ供シタルナリ」(138-39 頁)というように、当時の政府・国家・議員が「地方ノ小利」に惑わされて「保護税」を主張しているにすぎず、自由貿易こそが国家の利益、つまり「国益」につながるというのが大越の結論であった。

「第十一章 外国貿易市場ハ戦場ト同様ナル覚悟ヲ要スルヲ論ズ」では、「外国貿易市場ハ戦場ノ如シ内国ノ市場モ亦然リ一方ニ於テハ製造ヲ巧妙ニシテ他ノ商人ト競争シ又一方ニ於テハ消費者嗜好ノ点ヲ探知シテ之ニ応ズル品ヲ製造セシメ或ハ従来ノ品ト同等ニシテ低価ナルモノヲ仕入レテ之ヲ販売スル等恰モ戦争ノ状ニ異ナラズ」(140 頁)として、自由競争の厳しさを説きことで、こ

25) この点については、井上琢智「明六社と共存同衆—アソシエーションの導入と「社会」の形成—」(柚木学編『近代化の諸相—産業経済とその周辺—』清文社、1992)を参照のこと。

れまで大越が指摘した日本の製造業者や貿易商の在るべき姿、例えば、需要者嗜好、高品質、低価格、その実現のための製造機器の輸入、需給関係の変化への即時対応、近代的契約制度の実現などの能力をもつことが一日も早く必要であって、保護主義はその実現を遅らせるに過ぎないと主張している。

最終章「第十二章 商人の注目すべき新市場アルコトヲ論ズ」では、「新市場 … ハ洋人ノ手ヲ經由シテ多少通商の路開ケ居ルニモセヨ未ダ直接ニ貿易ヲ開カザル場所ヲ言フナリ」と述べたあと、具体的には「印度、^(シヤム・タイ)暹羅、^(シンガポール)新嘉坡、^(ルソン)呂宋、^(ジャワ)爪哇及ビ^(オーストラリア)濠洲」(151頁)を挙げる。その上で「此諸国トノ交通ヲ繁劇ニシ我船舶モ追々ハ此の南洋ノ諸港へ定期航海ヲ開キ一方ニ於テハ我貨物ヲ搭載シ又一方ニ於テハ此諸国ノ間ニ取引スル外国貨物ヲ運搬スルノ勢ニ至ランコト」として、日本からの輸出だけでなく三角貿易をも推奨したと言える。その上に大越は「恐ルベキモノハ支那人²⁶⁾ナリ支那人ハ僅少ノ賃銀ニテ働キ少利ニ満足シテ自国ノ産物ノミナラズ他国ノ産物ヲモ定価ニ販売シ且仲間ノ連合心強キガ故ニ」、日本人の強敵は「西洋人ヨリモ却テ強敵ナルベシ」として、いわゆる華僑を含む中国人の世界各国での経済活動に注意を促した。

その上で、大越は「日本人〈が〉 … 〈アジアの〉土人ヲ輕蔑スルコト西洋人が日本商人ヲ取扱フヨリモ一層甚シキノ風ナシトセズ」と、西洋人の日本人差別よりも、日本人のアジア人差別が「甚シ」として、その差別を戒めた。また、当時流布していた日本人による「西洋人気取り」を止めるべきで、日本人が「日本服ヲ着ケ日本食ヲ喰フトモ決シテ恥辱トナルノ理アルコト」ではなく、重要なのは「信用ヲ土地ノ商人社会ニ得」、また、輸出だけでなく、アジアの「地方ニテ低価ニ購入シ得ベキ物産ハ之ヲ日本へ輸入スル」ことで、「永續ノ目的」である「外国貿易拡張」が可能だと彼は指摘する(152-53頁)。

さらに、アジアだけでなく、後に外交官として活躍することになるメキシコ、ブラジル、チリ、アルゼンチンなど南アメリカもまた新市場として有望である指摘した。とはいえ、大越によれば、「日本人ハ支那人ト異ナリ外国出稼ヲ好

26) 「支那人」「土人」など、現在では差別的用語となった言葉が原文では引用されているが、当時の状況を知る上で重要と考え、原文からそのまま引用した。

マザル性質」であるため、これら市場に進出していないが、それは「決シテ然リトセズ此評アルモノハ蓋シ他力ニ依頼スルノ念強ク自治ノ精神ニ乏シキガ為メナランカ」(157 頁)として、日本人の「自治の精神」の欠如を厳しく指摘し、政府の政策として「出稼ぎ」「移民」の可能性を探ることを求めた²⁷⁾。また、南アメリカへの進出のためには「外国貿易ニ適當ノ人物ヲ養成スルコト」が必要であり、その方法として「高等商業学校卒業生ニ限り又ハ全国ヨリ募リテ英仏清若シクハ其他ノ外国ノ語及其他商業上必要ノ学科ヨリ科目ヲ編制シ(ママ)公然試験ヲ行ヒ此試験ニ及第シタル者ハ官費ヲ以テ印度支那北米南米ノ内へ三箇年間留学セシ」(159 頁)め、「(スペイン)西班牙語」を中心に「(ポルトガル)葡萄牙語」²⁸⁾を学ぶ必要があると指摘した上で、重要なのは「学校ニテ修行」することではなく、「其地ノ外国商社ニ無給金ニテ雇ハレ」るなど、「実地ヲ見習ヒ」、「取引ノ習慣」を習得した「外国貿易熟達ノ人物」に育てることが必要であると指摘する。これが実現できれば、たとえ官費留学に税金をつぎ込んだとしても「納税者ニ於テモ異議ヲ唱フル者」は出ないであろうというのが大越の結論であった。

このようにして大越は、自由貿易主義が理念として、また理論としても正しいゆえに支持したというだけでなく、むしろ世界市場が「戦場ノ如」き自由貿易という「競争」状態にあるとの、彼の長い海外生活での生活・豊かな見聞から生まれた認識を踏まえて、「保護貿易」により「人民」を甘やかし、「人民」を保護するのではなく、「殖産興業」によって輸出先の需要者嗜好、高品質、低価格、その実現のための製造機器の輸入、需給関係の変化への即時対応ができる生産体制を日本国内に確立し、輸出入に従事する商人の実力を高める—そのた

27) 日本人の海外移民に関する基礎文献としては、前掲書の入江寅次『邦人海外発達史』を、ブラジル移民についてはブラジル文化出版『ブラジル移民 70 年史』(1970)などを参照のこと。

28) この点で、大越は商業学校においても、高等商業学校においても「西班牙語」の科目を英語と中国語と並んで設けるべきこと要請している(162 頁)。大越の卒業した東京外国語学校(1873 年創立)は、1884 年付属高等商業学校を付置したが、翌 85 年、私立東京商法講義所が官立東京商業学校となるに際して、合併し、1887 年東京高等商業学校となった。これは、大越の示すように、明治中期にあつては外国語教育が商業教育ときわめて密接に結び付いていたことを示している(天野郁夫前掲書、46 頁)。

なお、東京高等商業学校はスペイン語を 1889 年に開講している(一橋大学学園史刊行委員会『一橋大学学制史資料』補遺別冊、第 92 集、1991、10 頁)。

めにこそ商業学校の果たす役割があったのだが一必要性を強調したのである。まさに、大越にとって「自治独立」しながらも「協同」できる「近代人」の育成こそが急務であった²⁹⁾。

3.2 大越成徳と『東京経済雑誌』

大越『外国貿易拡張論』の著作に対して『東京経済雑誌』は、「此の書は仏国在留本邦領事大越成徳氏の新書にして」、外国貿易の「真理とは何そや」と問い、「自由貿易主義是也」と答えたものであり、「近来の著書中余輩の意を得たるものと謂ふべし」³⁰⁾と賞賛した。このように自由貿易を主張していた田口卯吉を中心とする『東京経済雑誌』³¹⁾から高い評価を受けた大越は、以後、多くの論文をこの『東京経済雑誌』に掲載した³²⁾。

その最初の論文が、1892年3月12日の「欧洲諸国関税改正及び通商条約に関する大越領事の報告」³³⁾である。これは「倫敦に駐在せる帝国領事大越成徳氏は、欧洲諸国の関税改正及び通商条約に関し外務省へ」提出した報告である。その中で大越は「昨年中欧洲に起こりたる経済上の現象」として「仏国は保護主義を執りて通商上鎖国とも謂ふべき重税を課し他国物品を内地より擯斥せんと」した、91年12月のジュール・メリーヌによる農政保護の高関税政策の採用を紹介すると同時に、その対抗策として翌92年2月の「独逸国及四箇国連合(オーストリア、イタリア、スイス、ベルギー)して稍々自由の方針に向

29) この『外国貿易拡張論』の付録には、大越が在住していたリヨン(里昂)を中心とするヨーロッパの市場の状況を問答集の形で解説している。例えば、「第一 里昂に於て蚕糸取引に従事する者の種類の事」、「第二 生糸商及び仲買人に蚕糸の種類に依りて分業ある事」など、大越の調査の成果が如実に示されており、後に指摘するように、これらの情報を田口卯吉たちは信頼し、その調査を依頼したといえる。

30) 『東京経済雑誌』第20巻第499号、1889年12月7日、762頁。

31) 田口卯吉と『東京経済雑誌』との関係について、さしあたり杉原四郎・岡田利喜編『田口卯吉と東京経済雑誌』(日本経済評論社、1995)を参照のこと。

32) 大越成徳の『東京経済雑誌』掲載の論文については【付録：大越成徳著作目録】を参照のこと。その多くが『大越成徳遺稿』に採録されている。

33) 『東京経済雑誌』第25巻第614号、1892年3月12日、351-52頁。

ひ反動を示」すために通商条約を結んだことを紹介した³⁴⁾。この通商条約の顛末について、彼は「是等の諸国と締結せし現行英条約には最恵国取扱の箇條ある」ために「英国に於ては多少利益を占むる」と思われるが、「日本に^(ママ)取りては更に利益なきのみにならず、仏伊等にて税率を高むるがため多少我輸出品に不利益を與ふるの恐れなしとせざるなり」と報告した。この報告に対して『東京経済雑誌』は「此等の事たる皆既に余輩の論弁せし所なりと雖も」、欧州の事情に精通した大越のこの報告により「余輩の論弁」の背後にある「事実を確むる」ことができたという。

『東京経済雑誌』の田口卯吉は、1905年4月13日に死亡した。この死亡に対して大越は「故田口君を弔ふ」において「先生は明治初年より経済学の元祖と可申や殊に自由貿易主義を主張せられ当時暗黒の世界に向て一の光明を發揮せられしとは当時小生の相感じ候点に有り之窃かに先生の主義を賛成罷在候次第なりしか」。しかし「遺憾なりしは二十余年来…先生に面会するの榮を得ざりし」ことであつが、「一昨年…東京に於て快談をなすの機を得」た。田口は「昔時は学理的經濟を専ら専門とせられし様なれども近来は頗る実地的經世問題に心配せられ小生に御問合の事件等何れも戦後經濟財政始末等国家的に属し先生の意見実行可相成様尽身致居り然るに今や其人あらず空く数滴の涙を添て聊か弔詞の意を社員諸君に呈し候」³⁵⁾と書いたように、大越は理論家田口だけではなく、実践家田口の死を悼んだといえる。同じ田口卯吉観は、卯吉の七回忌を記念して発行された『東京経済雑誌』第1591号(1911年4月22日号)の記事「田口鼎軒君を回想す」にも現れる。この特集号には阪谷芳郎、久米邦武、園田孝吉、塩島仁吉ら28名から寄せられた追悼文が掲載されているが、その中には、この七回忌の追悼演説会で行われた演説が文章化されたものも収められている。その他、阪谷芳郎、大隈重信、渋沢栄一、小林丑三郎、島田三郎ら6名による追悼文も含まれている。「先生の我經濟界に於て世人の未だ經濟思想の幼稚なる時代に当り、自由貿易論の旗を掲げ、經濟の原理

34) 石橋秀雄・松浦高嶺他編『世界史大年表』山川出版社、1992、519頁。

35) 『東京経済雑誌』第52巻第1292号、1905年7月1日、29頁。

を實際社会経済問題に応用して、正々堂々世の誤解に抵抗し、其論説を東京経済雑誌に掲載し、余も其当時先生の意見卓越なるに感服したる事尠ならずであつた」³⁶⁾と。

自由貿易論者大越が、保護主義者からの実は転向者であつたことを告白したのが「阪谷〈芳郎〉男爵の欧米漫遊を送りて」³⁷⁾である。それによると「初め若い自分に公使館書記生として倫敦に居りました³⁸⁾、其時分に日本で条約改正が出来なくては困る、それを改正するという事で井上侯爵が外務大臣の時分、森有礼子爵が公使で、其下に附いて私は其時に大に税権恢復などと云ふことに大に熱心になつて色々やつたことがあります、税を高くしなければ国の為にならぬと云ふやうな考を有つて居りました」。しかし、「仏蘭西へ参つて見ると、皆何でも外国の物に税を掛ける、何でも其時分は燐寸も煙草も皆専売であつた、… どうも専売などと云ふことは良くないと思つて、それで又心が変わつた—保護貿易国へ往つて変つたのである」。ところが、このような経験を持って日本へ帰ると「欧羅巴では物が段々廉くなつて居るが、日本へ帰つて来ると物が段々高くなる」。として、日本でも保護主義の弊害が目立っていることに気付いたという。帰国後、大越はこの状況を大隈重信に報告し、日本でも関税を「無税」にし、専売制を廃止し「競争」原理を導入しなければならぬとして、大隈に自由主義の重要性を説いたという。

36) 『東京経済雑誌』第 63 卷第 1591 号、1911 年 4 月 22 日、15-17 頁。『遺稿』への採録に際しては、多少文言が訂正されている。例えば『東京経済雑誌』で「實際社会経済問題」と題されていた論文は、採録に際しては「實際社会問題財政策」と変更されている。

37) 『東京経済雑誌』第 57 卷第 1434 号、1908 年 4 月 11 日、11-13 頁。

38) 大越のこの時期のイギリス滞在を確認できる資料については、井上琢智「幕末・明治・大正期イギリス日本人留学生資料 (1/2)」『経済学論究』第 56 卷第 4 号・第 57 卷第 1 号 (2003 年 3 月、4 月) を参照のこと。確認できるのは、18852 年 2 月 9 日、1886 年 2 月 1 日、1888 年 8 月 31 日である (『外務省職員録』)。

IV 大越成徳の保護主義批判

4.1 大越成徳とチェンバレン関税改革

『東京経済雑誌』を通じて自由貿易の論陣を張っていた田口卯吉にとって、1880年から81年にかけての自由貿易・保護貿易論争は、日本が関税自主権を持っていない時代の「机上の空論」であったが、1894年の日英通商航海条約以降は「実験時代」の論争となっていた。これは、いわゆる自由主義国イギリスで保護貿易を支持するチェンバレン関税改革が政治の課題になってきたことを反映した結果であった。従って、チェンバレンのバーミンガム講演（1903年5月15日）³⁹⁾を踏まえて、田口はこの講演の内容を紹介し、イギリスの貿易は世界に影響するがゆえに、見過ごすことの出来ない「一大事件」だと報じ、チェンバレンが辞任したといえ、彼の影響力の大きさから、その主張がイギリス世論にならないように警告する一方、日本の当事者も対岸の火事としないように求めた。『東京経済雑誌』に2回にわたって掲載された1904年10月12日付の田口宛の大越によるものと思われる「私信」⁴⁰⁾もまた、田口と同じ見方

39) いわゆる「チェンバレン・キャンペーン」と呼ばれる関税改革とは、チェンバレンが新首相バルフォアに対して、前年1年限りの条件付きで復活した穀物登録税（保護関税への端緒）の継続を要請したが受け入れられず、植民地相を辞任して後の5月15日バーミンガムでのキャンペーンを始めた、その運動である（A.W. コーツ、西沢保・杉山忠平訳「自由貿易への挑戦—フェア・トレードと関税改革、1880-1914—」（杉山忠平編『自由貿易と保護主義』法政大学出版会、1985、209-34頁）。服部正治「自由貿易と帝国—アルフレッド・マーシャルとW.J. アシュレー—」（『自由と保護—イギリス通商政策論史』ナカニシヤ出版、1999、176-200頁）。

40) 大越成徳の執筆と思われるこの「倫敦通信 在英 BG 生 英国保護貿易再興」（『東京経済雑誌』50（1261：1904.11.09）、50（1264：12.10）は、「自由貿易主義…此六十年間商工業発達は非常のものなることは御承知の通りに有之、…然るに近来此課税法の土台を破壊し、他の原則に因て大改革を行はんと論大に盛に相成候、是は チャンペラン 氏の初めたる義にして、保護主論なる語を用ひ候ては頗る不人望を来すべきに付き、矢張自由主義なりと称し候得共、之れ全くの『フリ、トレード』と申候得ば實際矛盾致候に付、単に 財政改革 と唱へ居り候」（第1論文、30頁）として、その内容だけでなくその政治的背景を詳細に紹介して、最後に「結局如何」と問いかけ、「本邦に於ては従来保護貿易論者多き様聞及候に付英国の保護貿易説再興論以上申上候通り単純なる経済主義に基き候義に無之専ら政略上の意味を含有致居候義御了解あらんことを希望致候」（第2論文、29頁）として、イギリスで政略上の提案である財政改革が日本の経済上の政策である保護貿易運動の正しさを保証するものではないことに注意を喚起している。

をしていた。さらに 1911 年の日米新通商航海条約調印による完全な関税自主権確立を展望して活発化していた保護貿易主義に反対して、田口や『東京経済雑誌』はかえって今こそ自由貿易の真実は一層輝くと論じた。この動きに対抗し、河上肇は 1907 年 4 月に『日本経済新誌』を発行し、自由放任主義、自由貿易主義、商業偏重主義に反対した⁴¹⁾。このような状況の中で、1908 年 4 月開催の東京経済学協会例会で大越は「チャンバレーン氏関税政策」と題する講演を行った⁴²⁾。

彼は「御承知の通り英吉利は此の五十年以来、門戸開放主義で関税のことに付きましては謂はゆる自由貿易を継続いたして居」るので、「日本ではチャンバレーン氏がさういふことを主張したから始めて英吉利に保護貿易即ちプロテクション論が起こつて英吉利人が自由貿易に反対すると解釈して居る様であるが…是は此の四五年前から英吉利にさういふ論が起つた〈の〉ではないので、既に二十年前以来、多少此自由貿易主義を変更即ち関税を掛けるとかいふ説が大分行はれて居り」、これは「二十年前には『フェア、トレード』即ち公平貿易」と呼ばれていたものであつて、チェンバレンの関税改革の出現で「関税改革又は財政改革」と呼ばれるようになった過ぎないと指摘した。大越によれば、それは「外国からの輸入品に税を掛ける」という意味であり、「保守党のロード・サリスブリー(Lord Salisbury)が総理大臣をして居られた時分にさういふ説⁴³⁾が大分行はれて居つた」が、「世間の人は聞入れなかつた故に一時中止になつた」だけで、「チャンバレーン氏が植民大臣になつてから頻りとさういふ説を立てるやうになつた」に過ぎないという。

このように保護貿易の歴史を概観した後、大越は「五十年来自由貿易を実行

41) 熊谷次郎「三つの経済論争—平均・標準の社会秩序を求めて—」、杉原・岡田編前掲書、36-38 頁。

42) 「チャンバレーン氏関税政策(上・下)」『東京経済雑誌』第 57 巻第 1438 号(1908 年 5 月 9 日、9-12 頁)および第 57 巻 1439 号(5 月 16 日、9-12 頁)。

43) ソールズベリは、ディズレーリの選挙法改正案に反対し、第一次グラッドストーン内閣の自由主義的改革に反対(1868-74)した。保守党党首になり(1881)、3 度内閣を組織(1885-86, 86-92, 95-1902)し、労働階級住宅法(1885)、地方自治法(1888)などを成立させる一方、アフリカ分割を完了し、ベネズエラ問題(1895-99)などに対処したが、日英同盟(1902)成立で「栄光ある孤独」に終止符を打った(『岩波西洋人名辞典』1981、787-88 頁)。

していた」イギリスでチェンバレンが関税改革を主張し出した理由を彼の演説を利用して以下のように説明した。イギリスは「それで〈自由貿易〉で進歩した、併ながら隣国の独逸、仏蘭西及北米のやり方に依つて見れば、即ち保護税を掛けて居る、是等の進歩は英吉利よりかも余程早いやようである、若し英吉利が今日の儘、即ち昔の学理〈自由貿易〉を実行しつゝある以上は遠からざる内に欧羅巴の第一等国の位を譲り、或は二等国三等国五等国に下るかも知れない」との危機感から、「今日此世界の形勢を見るといふと、到底此自由貿易といふことを遂行することは出来ない位置になつた」(9 頁)という。

さらに、関税改革を主張するチェンバレンと関税改革を政府の政策とすることに反対していたバルフォア首相との関係にも言及して後、「明治三十六(1903)年の九月…〈バルフォア〉総理も何だかそれを演説の中に、政府が主張するといふことは言はなかつたが、暗にチ〈エンバレン〉氏の説は国民の薬になるといふような風に言はれたやうに見えるので、内閣員の中でも随分それに反対があつた」(第 1 論文、10 頁)という。そのために 1905 年の総選挙では保守党が敗れ、自由党が勝利した。なぜなら「英吉利の人民は矢張り今日の自由貿易を賛成する、斯ういふ精神を表はしたから、其主義を代表する所の人を選んだ」(第 2 論文、9 頁)。その意味で「チャンバレーン氏の主張が目下英国の多数ではございませぬが、少数の人の考え方になつて居る」(第 1 論文、9 頁)と大越は結論を下した⁴⁴⁾。その上で、イギリスでの具体的事例を出して、保護貿易が如何に「人民は損あつて得なし」(11 頁)になるかを大越は力説し、理論的というより経験的に保護貿易に反対する。ここでもまた、海外の事情通大越の面目が発揮されている⁴⁵⁾。

44) 1903 年 8 月 15 日、この関税改革運動に反対した経済学者たちは「反チェンバレン宣言書」を *The Times* 紙に公表し、特惠関税や報復関税に反対する論拠を明らかにした。この宣言を起草したのは、F.Y. エッジワースであり、A. マーシャル、C.F. バスターブル、E. キャナンら理論経済学者が署名した。他方、チャンバレンに賛成したのは、W.J. アシュレー、H.S. フォックスウェル、W.A.S. ヒュインズら経済史家であった(池田清『政治家の未来像—ジョセフ・チェンバレンとケア・ハーディー—有斐閣、1962、152-59 頁)。

45) この論文でも、この関税改革政策について、それが「保守党全体ではなく、其の中にも反対党〈彼が一例として挙げたのが『フリー、フート、リーグ(自由食物党)』である〉が出来ている」として、この政策がきわめて政争の具となつて居ると大越は指摘している。また、この論文で大

ところで、この関税改革問題に関連して、イギリスと日本の議会の在り方に言及して、大越は注目すべき発言をしている。「英吉利では国民の利益に関係したことですと人民の承諾を得て然る後議会で〈政策案が〉通過するような有様である、日本のように政府がもう議会の終る二三日前に重要な議案を出してひよつとやるようなことは出来ない」と。議会政治の成熟したイギリスと未だ「選挙人を教育する」（第2論文、10頁）ことの出来ていない日本の政治的未熟さに警告を発している。

4.2 大越成徳とバスティア

大越が保護主義の立場から自由貿易主義の立場へと転向した一つの契機は、すでに指摘したように、彼のフランス滞在の経験であったが、それとともにバスティアの経済思想に接したことであった。これを明らかにしたのが「保護貿易論者を誡む—仏国経済学者バスティア著書の一編—」⁴⁶⁾である。この論文は「近来我国に於ては兎角保護貿易主義流行の有様、殊更に独逸の フレデリック、リスト の国家経済論てふ著書を一読したる輩、就中大学出の人及大学の教師連は大に之に心酔し国家経済論を非常に主張し、為めに其学生をして進路を誤らしめ、随て官民何れの方面に於ても米独の保護政策に眩惑しつゝあり」として、中川恒次郎の『経済学実学講義』（1885-87）や帝国大学教授和田垣謙三の「講談社会党論」（『国家学会雑誌』第2巻第13号、1888）、リスト *Das nationale System der politishen Ökonomie*（1841）の S.S. ロイドによる英訳からの重訳である大島貞益の『李氏経済論』（1889）、帝国大学教授有賀長雄の『須多因氏講義筆記』（1889）などで代表される明治20年代から出現した保護貿易主義・社会政策を念頭においた大越の記述で始まる。保護貿易主義を唱える「政府当局とは云はず、将又商業会議所、工商団体国民代表者と云はず、何れも国家の公益を顧慮せずして、単位箇人的階級的の利益のみを考へ、彼の国民生活

越は、植民地における中国人移民の排斥運動についても言及している（第2論文）。

46) 『東京経済雑誌』第60巻第1518号（1909年11月27日、7-9頁）、第60巻第1519号（1909年12月4日、7-9頁）、第60巻第1920号（1909年12月11日、10-12頁）。

問題なる関税改正に付ても重税賦課、国産補助、輸出奨励即ち昔時歐洲の愚民の主張したる『メルカントイル、システム』を此二十世紀に繰返せる現状」(第 1 論文、7 頁)を彼は嘆く。それに対して「正道にして国家国民に利益ある自由主義の主張者を動もすれば国賊とし、保護主義の賛成者を愛国心ある者の如く看做すの一事にして是れ畢竟一般国民の無学、即ち其代表者の無知無能なるに帰せざる可からず」(第 1 論文、7 頁)と強く批判する。

「我国人は、北米及歐洲諸国が保護主義を実行し、外国品を排斥して自国を富しつゝあるかの如く考へ、我国も亦之に倣ふべし」という考え方は「大なる誤解」であり、「保護貿易の正理なると主張」した経済学者は「皆無」であるという。そこで大越は「経済学の元祖は、アダムスミスに初まり、ミル、リカルド 近来に至て ジエポンス、マーシャル、フォ〈ク〉スウエル 等の学者に依て伝へられたる様に考へ居るが如しと雖も是又大なる間違にて其初は仏国の政治家、学者に於て唱道せられたものにして、又自由貿易主義も仏国学者に依て伝播せられたると、恰も我国に於て故の田口博士に依て主張され、今や東京経済雑誌も将又東洋経済新報⁴⁷⁾も同主義になりたるが如し」と、経済学史の流れを一瞥し、経済学はもちろん自由主義もまたイギリスだけでなくフランスからも日本へ導入されたと主張した。

このように自由主義を継承するフランスの経済学者の中から大越は、バスティア (F. Bastiat) の *Harmonies économiques* (1850) を取り上げる。これは『経済調和論』として、まさに保護貿易論が台頭してきたその時期に、それに対抗するものとして土子金四郎によって邦訳されていた⁴⁸⁾。大越は、この

47) この『東洋経済新報』は三菱系の町田忠治によって、1895 年に創刊された。本誌は「保護主義一辺倒ではなかった。創刊号の巻頭に彼は書いている、…『経済の大法』にてらしつゝ編集されたものであった。しかし、町田を嗣いで主宰した天野為之は「自由主義の立場から、明治 30 年代の躍進する日本経済の諸問題をつぎつぎと社説でとりあげた、活発な論陣をはった」(杉原四郎『日本の経済雑誌』日本経済評論社、1987、31-33 頁)。

48) バスティアの著書の翻訳史については、堀経夫『増訂明治経済思想史』日本経済評論社、1991、163-79 頁)を参照のこと。バスティアの日本で最初の邦訳は、*Sophimes Economiques* (1845-48) の林正明訳『経済弁妄』(1878)であり、田口卯吉の『自由交易日本経済論』(1878)の出版に遅れること半年であった。また、『東京経済雑誌』(第 5 巻第 99 号、1882 年 2 月 18 日)は鈴木券太郎「経済学四大家小伝」を掲載し、マルサス、リカードウ、J. ミルに加えて、バ

「著書中保護貿易者に與へたる訓戒の一編を記載して読者の参考に供」したのである。そして「六十年前 バスチャ の予言せし如く、保護政策が社会主義を産出して歐洲今日の状態を現出したるは実に戦慄すべきものあり、… 故に之を未発に防ぐの策を献ずる者は真に愛国の士にして自由主義を主張する者に非ざれば能はざるとなり」として、大越は保護主義こそが社会主義を生み出す原因であり、その社会主義の日本での普及を防ぐことが自由主義者の責務であると断定する。

このような大越のスランズ経済学、とりわけフランスのコブデンとも称される自由主義経済学者バスティアの経済思想に接する契機を作ったのはだれであろうか。すでに指摘したように 1878 年から 79 年にかけて、大越はジェヴォンズの経済学の講義に出席していた。同じ年にこの講義に出席していた山辺丈夫の講義ノートによって明らかなように、この授業でジェヴォンズが用いた参考図書の一冊が、このバスティアの *Essays on Political Economy* (1853)⁴⁹⁾ であった。このようにジェヴォンズの講義で大越はバスティアの経済思想に最初に出会ったと思われるが、その後フランス滞在でその経済思想からさらに大きな影響を受けたのであろう。

スティアを採り上げている。

49) この本の内容は、“Capital and Interest”, “That what is seen, and that what is not seen”, “Government”, “What is money”, “The Law” である (G.B de Huszar (ed.), *Selected Essays on Political Economy* (1964) には、第二・第四論文が新たに英訳され、収録されている)。なお、この People's edition は、1873 年に出版されている。ジェヴォンズがバスティアの著書に触れたのはきわめて古い。すなわち、ジェヴォンズはバスティアの *Ce qu'on voit et ce qu'on ne voit pas* の英訳である “What is seen, and What is not seen” の訳者 W.B. ホジソンは、ジェヴォンズのリヴァプール高等職工学校時代の恩師であったし、*Harmonies économiques* の英訳 *Harmonies of Political Economoy* (tr., P.J.Stirling, 1860,1870) もまたホジソン英訳版と同様、ジェヴォンズの若き時代に学んだ経済学書であった (井上琢智前掲書、32,23,78 頁)。このバスティアの論文も 1880 年に山寺信炳『理財要論一人ノ見ルト見ヌ事一』として邦訳されているが (堀経夫前掲書、101 頁)、「1873 年同国経済学士ジョスフ、ガルニー氏自ラ注解ヲ加テ再販セシ書」からの翻訳である (三橋猛雄『明治前期思想史文献』明治堂書店、1976、427 頁)。

V おわりに

幕末・明治初期には多くの日本人が遊学生・留学生としてイギリス、フランス、アメリカに赴き、これらの国からお雇い外国人が雇用され、経済学書の邦訳を通じて、英仏流の自由主義経済思想が輸入された。しかし、1873 年頃からドイツへの留学生がしだいに増加する一方、東京大学で経済学の講義を担当したお雇い外国人もまた、フェノロサ、フォックスウエルなど英米人からエッゲルドなどドイツ人へと変更されていった。さらには政治的にも明治 14 年の政変を経て、明治 20 年代に入ると独逸流の保護主義経済思想がしだいに輸入されるようになった。

このような時代背景のもとで、大越は保護主義の立場に立って関税自主権回復を軸とする不平等条約改正に外務省官僚として取り組んだ。しかし、その仕事の一部とし、ロンドン大学のユニヴァーシティ・カレッジのジェヴォンズの経済学講義を受け、さらにリヨン在住領事としてフランスに滞在する中、自由経済思想の支持者へと転向した。それゆえ、このような経験をもった大越は、自由主義思想者で「明治 14 年の政変」以後下野していた大隈重信や『東京経済雑誌』の主筆で筋金入りの自由主義者田口卯吉とともに、自由貿易論の正当性を理論的かつ実践的に裏付け、その普及に努力した。

さらに、世紀転換期の世界経済にとって最大の関心事であった本位制についても、当時世界的にも支配的で、田口も支持していた複本位制に関しても、大越は、ジェヴォンズの主張と同様、複本位制の理論的正しさをながらも、その維持は困難であり、最終的には単一本位制に戻らざるを得ないと主張したのである。大越も、またジェヴォンズの弟子の一人として、自由貿易主義、金本位制の支持者として、戦間期を生き抜いたのである。

【付録：大越成徳著作目録】

- 1889.09.15 『外国貿易拡張論』
- 1889.12.07 【参考】「外国貿易拡張論」『東京経済雑誌』20（499）
- 1892.03.12 【報告】「欧州諸国関税改正及び通商条約に関する大越領事の報告」25（614）
- 1894.04.14 【報告】「大越領事の不親切」29（721）
- 1895.01.26 「戦争後の清韓貿易」（専修学校理財学会演説）『東京経済雑誌』31（761）
- 1903.11.14 「ブラジル及アルゼンチン事情（上）」『東京経済雑誌』48（1209）
- 1903.11.21 「ブラジル及アルゼンチン事情（下）」『東京経済雑誌』48（1210）
- 1904.07.18 「倫敦通信 在英国 BG 生」（田口卯吉宛私信）『東京経済雑誌』50（1250）#（『大越成徳遺稿』に再録）
- 1905.04.08 「日露戦役に於ける国際法上の問題（上）」『東京経済雑誌』51（1280）
- 1905.04.15 「日露戦役に於ける国際法上の問題（下）」『東京経済雑誌』51（1281）
- 1905.07.01 「故田口君を弔うふ」『東京経済雑誌』52（1292）
- 1906.12.22 【参考】「大越^(ママ)盛徳氏留別会」54（1368）
- 1907.11.30 「帰朝後の所感」『東京経済雑誌』56（1416）
- 1908.02.15 「祝長官の台湾談に就いて」『東京経済雑誌』57（1426）
- 1908.04.11 「阪谷男爵の欧米漫遊を送りて」『東京経済雑誌』57（1434）
- 1908.05.09 「チャンバレーン氏関税政策（上）」『東京経済雑誌』57（1438）
- 1908.05.16 「チャンバレーン氏関税政策（下）」『東京経済雑誌』57（1439）
- 1909.04.03 「英国に於ける都市の経営に就て」『東京経済雑誌』59（1484）（『大越成徳遺稿』に再録）
- 1909.04.17 「英国の監査役制度」『東京経済雑誌』59（1486）（『大越成徳遺稿』に再録）
- 1909.11.27 「保護貿易論者を誠む」『東京経済雑誌』60（1518）（『大越成徳

- 遺稿』に再録)
- 1909.12.04 「保護貿易論者を誡む (続)」『東京経済雑誌』60 (1519) (『大越成徳遺稿』に再録)
- 1909.12.11 「保護貿易論者を誡む (続)」『東京経済雑誌』60 (1520) (『大越成徳遺稿』に再録)
- 1909.12.25 「監査制度改革の方法如何」『東京経済雑誌』60 (1522) (『大越成徳遺稿』に再録)
- 1910.01.15 「亜爾然丁農業の発達に就いて」『東京経済雑誌』61 (1525)
- 1910.02.05 「関税定率改正法案に就て」『東京経済雑誌』61 (1528)
- 1911.01.28 「社会主義と保護政策」『東京経済雑誌』63 (1579)
- 1911.04.08 「日英経済思想の相違」『東京経済雑誌』63 (1589)
- 1911.04.22 「田口鼎軒君を回想す」『東京経済雑誌』63 (1591) (『大越成徳遺稿』に再録)
- 1918.04.20 「英国下院議員選挙法改正の概略について」『東京経済雑誌』77 (1950)
- 1926.12 『大越成徳遺稿』

日本文之部

- 1 英行所感 (明治 9 年一同 16 年)
- 2 価格論 (明治 16 年)
- 3 日本、英吉利、仏蘭西農民負担之比較 (英国公使河瀬真孝序言、丸善書店、1893.11)
- 4 南米通信
- 5 外交漫言若し余をして (南米より小村外務大臣宛書簡)
- 6 田口卯吉氏への通信 (明治 37 年 7 月 18 日付:『東京経済雑誌』50 (1250))
- 7 日露戦役に於ける国際法上の問題 (明治三十八年)
- 8 令妹渡辺栄子への書簡 (明治三十八年)
- 9 英国に於ける都市の経営に就いて (明治四十二年)

- 10 倫敦の市長と東京の市長（明治四十二年）
- 11 英国の監査制度（明治四十二年）
- 12 監査制度改革の方法如何（明治四十二年）
- 13 保護貿易論者を誡む（明治四十二年）
- 14 関税定率法改正案中食料品税に付き（明治四十三年）
- 15 田口鼎軒氏追悼辞（明治四十四年）
- 16 英語の「ダンピング」とは如何なるもの歟（大正七年頃）

Contents: English and French

Preface, by Prince Tokugawa

A Biographical Sketch of Narinori Okoshi, By Carmen Okoshi

- 1 Letter to the Editor of "London and China Telegraph" relating to the Question of Revision of Treatises. (1883)
- 2 Mock Debate on Queen Victoria's Speech. (1884)
- 3 Japan. (1892)
- 4 Japanese Proverbs and Some Figurative Expression of the Japanese Languagees. (1892)
- 5 How the Nikko Temples were built. (1905)
- 6 Open Letter to the Government Delegates to the Diet on the Tariff Bill. (1909)
- 7 Humorous Debate in the Tariff Committee in the House of Representatives. (1900)
- 8 Speech at the English-Speaking Society.
- 9 Dialogue between Two Neighbors.
- 10 The English Audit System. (1909)
- 11 Chartered Accountants: Letter to the "Japan Times". (1909)
- 12 Chartered Accountants Again: Letter to the "Japan Times". (1909)

- 13 Letter to the American Peace Society. (1909)
- 14 Introduction to the Agricultural Statistics of the Argentine Republic. (1910)
- 15 Commodore Perry's Arrival in Japan. (1917)
- 16 International Disease:Letter to the American Peace Society. (1920)
- 17 On Peace.
- 18 Progrès de Bolivie.
- 19 Proverbes japonais et français.

『東京経済雑誌』掲載のこの書簡は、『東京経済雑誌記事総索引』第3巻(人名・団体名索引)にも大越のものとしては掲載されていない。この論文に加えて同じ「在英 BG」の署名で以下の2編の論文が同誌に掲載されている。おそらく、大越の論文と考えられるがこの署名「BG」の意味が明確でないこともあり、上記の文献目録には掲載しないこととする。

1904.11.09 「倫敦通信 在英 BG 生 英国保護貿易再興」『東京経済雑誌』
50 (1261)、50 (1264)